

第百三十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 二 号

平成六年十月二十五日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 栗屋 敏信君

理事 塩谷 立君

理事 中馬 弘毅君

理事 山名 靖英君

理事 米田 建三君

理事 安倍 晋三君

理事 栗原 裕康君

理事 蓮実 進君

理事 阿部 昭吾君

理事 石破 茂君

理事 佐藤 茂樹君

理事 池田 隆一君

理事 加藤 万吉君

理事 前原 誠司君

理事 遠藤 利明君

出席国務大臣

自治大臣 野中 広務君

出席政府委員

警察庁長官官房 山本 博一君

総務審議官 秋本 敏文君

自治大臣官房長 吉田 弘正君

自治省行政局長 鈴木 正明君

自治省行政局長 鈴木 正明君

自治省財政局長 遠藤 安彦君

委員外の出席者

人事院事務総局 関戸 秀明君

給与局給与第三課長 前川 尚美君

地方行政委員会 調査室長

委員の異動

十月十九日

辞任

穀田 恵二君

同日

辞任

吉井 英勝君

同日

辞任

田中 直紀君

同日

辞任

平泉 渉君

同日

辞任

安倍 晋三君

同日

辞任

福永 信彦君

同日

辞任

田中 直紀君

同日

辞任

平泉 渉君

同日

辞任

安倍 晋三君

同日

辞任

福永 信彦君

同日

辞任

田中 直紀君

同日

辞任

平泉 渉君

同日

辞任

補欠選任

吉井 英勝君

同日

補欠選任

穀田 恵二君

同日

補欠選任

田中 直紀君

同日

補欠選任

安倍 晋三君

同日

補欠選任

福永 信彦君

同日

補欠選任

安倍 晋三君

同日

補欠選任

福永 信彦君

同日

補欠選任

田中 直紀君

同日

補欠選任

安倍 晋三君

同日

補欠選任

福永 信彦君

同日

補欠選任

安倍 晋三君

同日

補欠選任

福永 信彦君

同日

補欠選任

安倍 晋三君

〔本号末尾に掲載〕

○栗屋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。池田隆一君。

○池田(隆)委員 それでは、社会党を代表しまして、この地方公務員共済法等の改正案の諸般についてお尋ねをしたいと思います。

今回のこの地方公務員共済法の改正案は、年金額の改善を図る、六十歳代前半の者に対する退職共済年金の見直し、いわゆるネット所得スライド方式の導入等の内容となっています。これらの改正の目的は、二十一世紀に到来すると言われている高齢化社会、また少子社会に向けて、年金財政の長期安定を図るとともに、将来の現役世代の負担の軽減を図るという観点に立つて改正が行われていると考えています。したがって、全体としてはやむを得ないものだと考えているところでございます。

しかし、一般に公務員は、戦後長い間、民間に比べて給与は低いが、昔の恩給、そして今の年金という形で退職後の生活には一定の安心感がある、それに期待をしながら勤務を続けているという実態もあるのではないかと思います。しかし、今回の改正では、一方に六十歳の定年がしかれてくる、また一方で、定年後の六十歳代前半の年金の見直しが図られるということによって、その公務員の期待が不安に変わっていくという部分も否めない事実ではないかと存じているところでございます。

そこで、京都府の副知事を御経験されまして、地方公務員の実態を肌で感じておられる野中大臣に、自治省として、高齢化・少子社会を迎えるに当たって、地方公務員が退職後安心して生活できる施策を今後どのようにお考えになつていらっしゃるかと、その点をまず最初にお尋ねいたしたいと存じます。

○野中国務大臣 ただいま池田委員から、地方公務員の退職後の安定した状態をつくり上げるために、今回の改正との絡みについてお話があったわけでございます。

きのうも申し上げたわけでございますけれども、どの民族も経験したことのないような深刻な高齢化社会を前にしながら、二十一世紀を間近に控えて、本格的なこの高齢化社会にどのような活力ある状態をつくり上げていくかという、我が国福祉全体の問題もあるわけでございますが、そういう中におきましても、地方公務員は国家公務員とともに、今池田委員御指摘のように、非常に低い給与で、そして限られた超勤等の中で必死に、我々が国家を支えているんだ、我々が地方を支えているんだという使命感のようなものを持ちながら、共済制度に将来を託しながらやってまいりました。今、そういう中でこの制度の改革を行おうとするときに、委員御指摘のような気持ちは、私も共有して持つておるところでございます。

したがって、そういう中において、今もお話ございましたが、一つには、雇用と年金のシステムを人生八十年代にふさわしい制度に再構築していかななくてはならない。もう一つは、年金制度を将来にわたって揺るぎないものとしていく必要があるという二点を中心として、自治省といたしましては、他の共済年金制度との整合性も図りながら、退職公務員の老後の生活設計の支えとなります共済年金制度の安定した運営を長期的に確保して、年金制度自身も雇用促進的な仕組みに改めることとしておるわけでございます。

また、雇用と年金との連携に配慮をいたしつつ、国家公務員と歩調を合わせまして、地方公務員の

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

本日(の)会議に付した案件

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十九回国会閣法第五一号)

○栗屋委員長 これより会議を開きます。

第百二十九回国会、内閣提出、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、第百二十九回国会において既に趣旨の説明を聴取しておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○栗屋委員長 御異議ないものと認めます。よつて、そのように決しました。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

第一類 第二号

地方行政委員会

議 録

第 二 号

平成六年十月二十五日

第一類 第二号

地方行政委員会

議 録

第 二 号

平成六年十月二十五日

第一類 第二号

地方行政委員会

議 録

第 二 号

平成六年十月二十五日

第一類 第二号

地方行政委員会

議 録

六十歳代の前半期を中心とする高齢者雇用の推進も、今池田委員御指摘のように、図つてまいらなくてはならないと考えております次第であります。

さらに、退職後も展望をいたしました職員的生活設計、こういうものにつきましても、必要な支援を行うよう今配慮をしておりますところでございます。

○池田(隆)委員 それでは、具体的な改正内容に即してお尋ねをしていきたいと思ひます。

六十歳代前半の見直しについてでございますけれども、見直し後の六十歳代前半の年金の水準が具体的にどうなっていくのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

今回の改正によります退職共済年金の水準でございますが、厚生年金のモデル年金の条件をベースにいたしまして試算いたしますと、おおむね次のようなことになりまふ。

いわゆる制度の成熟時における場合、すなわち、六十年改正で給付水準の適正化措置が講じられていますが、それが完了した段階、加入期間が四十年での年金額でございます。夫婦とも六十歳代の前半の場合につきましても、職域部分と厚生年金相当部分を合わせまして十二万一千二百円程度となると思ひます。なお、夫婦とも六十五歳以上の場合の年金は、それに夫婦の基礎年金が加算されますので、合計しますと二十五万一千二百円ということでございます。

○池田(隆)委員 今回の六十歳代前半の年金の見直しは、言葉をかえれば、定年後六十五歳までは年金に頼らず賃金収入を主体とする、そういう生活を基本としているのではないかなというふうに考えます。

そこで、六十歳定年制が施行されている公務員にとつて、公務員は民間のような雇用保険の適用外でもあります。そういう意味で、再雇用の問題というのは非常に大きな問題ではないかというふうに考えています。したがって、まず地方公務員の各自治体での再雇用の課題をどのように推進

されるのか、具体的に何かお話があればお聞きをしたいと思ひます。

○野中国務大臣 今池田委員御指摘のように、六十歳代前半期の高齢者の雇用というのは、地方公務員にとつて深刻な問題であるわけでございまして、したがって、この雇用につきましても、本年三月閣議決定がなされて、共済年金制度との連携を図りつつ積極的に取り組むこととされたわけでありまして、国の均衡を図りながら推進の方策を検討を今進めておるところでございます。

既に本年の六月に、自治省を含め関係省庁で構成をいたします公務部門における高齢者雇用問題の推進に関する具体的な検討も現在進められておるところでございます。

高齢者雇用の検討に当たりましては、例えば高齢者にふさわしい職務、その勤務形態や処遇のあり方、職場の活力維持の方策、いわゆる若い現役が働いておるところにまた先輩たちがおるといったようなことで活力が損なわれるといったようなことがないような、そういう実情に即した具体的な問題点を個々に洗い出しまして、そして対応策を、検討を多面的に進めていかなければならないと思つておるものであります。

もう委員十分御承知のとおり、地方公共団体は、消防とか清掃とかあるいは病院とか、その職種は多様でございます。そういうさまざまな規模を有する地方公共団体特有の事情を配慮しながらこういう雇用問題を進めていかななくてはならないと考えておるわけでございまして、各地方公共団体に對しまして、既に具体的な問題点等の洗い出しと対応策の検討を進めていただきたい旨の連絡をいたしておるところでございます。自治省といたしましては、地方公共団体の実情や意向も今後さらに積極的に把握しながら、国家公務員について検討状況とも歩調を合わせまして、地方公務員の高齢者雇用の推進方策の検討を、池田委員御指摘のように、今後さらに積極的に進めてまいりたいと思ひます。

○池田(隆)委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、公務員が民間に再就職を希望するといふ場合があるかと思ひます。しかし、民間の方では今度創設された高齢者雇用継続制度があつて、二五％の賃金給付がなされるというような実態もあつた。そういう意味でいけば、なかなか公務員が民間に再就職というのが困難な状況があるのではないかとおもうに思ひます。それで、公務員から民間にということになりますと、どうしても天下りというふうな表現もあるわけですが、しかし一般の、管理職にもならない、六十、定年までしっかり働いた一般職員にすれば、大きな問題だといふふうに思ひます。

それで、各自治体ではこれをどのように支援していけばいいのか、民間に再就職、これは大きな課題だろと思ひますけれども、現状で大臣の方で何かお考えがあれば示していただきたいと思ひます。

○野中国務大臣 今委員御指摘のように、公務員が退職後民間に再就職を希望していく、こういう問題につきましても、基本的には本人が退職後どこへ行きになるかということとは本人の自由でありますけれども、いざにいたしまして、地方公務員が、在職中のみならず、退職後においても、できるだけ自分の長い経験と知識を生かすことができるだけ人生を実現するようにしていくことが、大切であると思つておるわけでございまして、今御指摘のように、従来のようないわゆる天下りといふことで、不祥事件もあつたわけでございまして、そういう点は十二分に配慮をしながら事に当たつていかななくてはならないと思つておるのであります。

自治省といたしまして、かねてから地方公共団体に對しまして、職員の退職後も展望いたしました生活設計づくりの支援や、あるいは退職準備を含む相談体制の充実等について取り組むよう今積極的に指導をいたしておるところでございます。

定年後の公務員の雇用の場の確保につきましては、民間における高齢者雇用施策を視野に入れたら、公務員における雇用の推進と合わせまして、民間への再就職の希望の動向や公務の公正な執行に配慮をしながら、退職者に対する情報提供や相談体制というものをさらに充実をして取り組んでまいりたいと思ひます。

○池田(隆)委員 いずれにしても、各自治体のところに窓口等を置くようなことも含めて、積極的に不安にならないような対応をしていただきたいといふふうに思ひます。

それで、今回の改正案で極めて評価できる部分として、育児休業中の社会保険料の掛金を徴収しない、本人の申し出があればという規定が設けられました。大変いいことだと思つておりますけれども、ただ、民間の方では、来年四月から雇用保険の中で二五％の給付金が一部導入されるといふ形になっております。そういう関係でいけば、公務員の方にもこれと同様な考え方に対応すべきでないかといふふうに考えますけれども、現状どのようになつておられますでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 育児休業給付の関係でございますが、今お話ございましたように、民間部門におきましては雇用保険制度によつて育児休業給付が支給されるということになったわけでございまして、公務部門においてもそれに見合う措置というものが必要である、こういうふうに考えております。

それで、現在国家公務員につきまして、先ほど人事院から、やはり共済制度の中で給付水準あるいは実施時期を含めまして民間の育児休業給付に見合つた給付を行うことが現実的であり、また適当ではないか、こういう考え方が示されたところでございます。今後これを踏まえて具体的な措置につきましても検討が進められる、こういうふうに考えております。

地方公務員につきましても、国家公務員と同様に今後所要の検討を進めてまいりたいと思ひます。

○池田(隆)委員 速やかに、民間労働者との差異がでないように、来年の四月導入含めて積極的に対応されることを希望しておきます。

それで今度は、現役世代の問題ですけれども、現役世代の負担の軽減を図るということも今回の改正案の一つの目的ではなからうかと思えますけれども、しかし、やはり高齢化社会を迎えるという形の中で将来の保険料がどうなるのかという心配もあります。そういう意味でいけば、保険料を増加させていけない、できるだけ抑えていくということが強く求められていると思います。

仮に、三〇%が限界でないかという御意見もございまして、私とすればそれも無理だろう、今一五%台にならうかとするときでございまして、税金等々を含めていきますと非常に負担を強いるという形で考えられるわけですが、これも、将来の負担をできるだけ抑えること、これに対する見直し、これについて自治省としてはどのようにお考えになつておりますでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 将来の最終保険料の関係でございまして。

厚生年金の方の将来見直しの方を申し上げますと、現行制度を前提、改正前の制度を前提とした場合には、将来の最終保険料が三四・八%、これは平成三十七年以降でございまして、三四・八%に達するところ、今回の制度改正の内容を盛り込むことによりましてそれが二九・六%にとどめ得る、こういうことが示されております。

地方公務員の共済の方で申し上げますと、現在、今作業中ですが、まず平成元年の将来見直しを申し上げますと、六十歳支給を前提とした場合には、最終の保険料率が三一・二%、これは平成三十二年以降になる。それから、六十五歳支給とすれば二六・六%、これは平成二十七年以降というふうに見込んでいたわけでございまして、五年前でございまして。

それで現在は、ことしの十二月が地共済の方の財政再計算の時期でございまして、その結果を待たなければ正確な見直しは申し上げがたいの

ですが、先ほど申し上げました平成元年の再計算時の将来見直しをもとにいたしまして、その後の平均余命の伸びの影響あるいはこのたびの制度改正による財政効果、お話しのように保険料引き上げに作用する要因と引き下げに作用する要因があるわけでございまして、例えば引き上げ要因は、平均余命の伸びとか、あるいは年金額の改善とか、それから定期部分算出の基礎年数の頭打ちを三十五年から三十七年に延ばしているとか、そういう要素で引き上げ要因がございまして。

他方、引き下げ要因としては、別個の給付の導入あるいはネット所得スライド、雇用保険との調整といったような要因がありますので、そういう要素を織り込みまして、元年度のときの将来見直しをともに総合的に考えますと、地方共済年金につきましても、将来の最終保険料率を厚生年金とおおむね同様に抑制し得るのではないかとこのように考えております。

○池田(隆)委員 いずれにしても、そういう負担増がある程度は出てくるという部分に、抑える要因として、国庫負担率の段階的な引き上げというものを当然考えていかなければならぬ課題だろうというふうには思っています。

それで、ここは要望にしておきますけれども、自治省としても大蔵省に積極的に働きかけをやつていただきたいというふうには思っています。

そこで、人事院にお尋ねをしたいと思うのですが、けれども、今回の改正案では、期末手当等からも保険料負担をするという形になりました。それで、寒冷地手当もその手当の中に入るといふお考えがあるように聞いております。そこでお尋ねしますけれども、人事院として、寒冷地手当は制度上、どのような性格であるというふうにとらえていますでしょうか。

○関戸(昭)委員 お答えいたします。国家公務員の寒冷地手当に関する法律に基づく寒冷地手当でございまして、この寒冷地手当は、寒冷地に在職する職員につきましては、冬期間において寒冷、積雪による暖房用燃料費等の

生計費の負担がかなり高くなるということで、こういう生計費の増高を補てんする趣旨で設けられている生活給的な性格を有する給与であるというふうには理解をしております。

そういうことで、寒冷、積雪等の程度に応じまして支給地域の区分を設けて支給しているものでございまして。また、その支給は、原則として、基準日である八月三十一日でございまして、一括して支給しているところでございまして。

○池田(隆)委員 これをわざわざ聞いたのは、私も北海道でございまして、過去、寒冷地手当をいただいたということがあります。そういう意味で、そういう性格で、古くは、導入としては現物支給という、石炭手当という古い言葉もございまして、けれども、そういうことではなかったのかな。

それで、給付と負担の関係からいって、寒冷地手当を受給されている公務員からは、何でも生活給的なものからも取るんだ、制度上のバランスからいっても疑問があるという戸惑いの意見も出ています。そういうことで、これについて意見もあるということも自治省としてはきちっと踏まえておいていただきたいということを要望しておきます。

それで、またこの年金法の改正の問題で、いわゆる六十歳代前半で働く意思のある、健康体であれば問題ないわけですが、しかし、定年を前にして健康を害する、成人病になつて、意思はあるんだけど、なかなか体がついていかない、しかし、障害年金の三級にも該当しないという方が多く出てくるのではないかと。そうすると、いわゆる減額された年金しかもらないということになると、生活不安という形が出てくるのではないかと。自治省としては今後の問題として十分とらえていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、今回の年金の改正の意義は理解しつつも、負担、そして老後の給付に不安を抱いているというのが、多くの地方公務員の実態ではないかというふうに思います。したがって、地

方公務員を所管している自治省としては、今後積極的にそういう不安を解消して、皆さんに理解、納得をしていただく、そしてその施策を進めていくということで、不安解消に向けた諸施策を追求していただくよう要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○前原委員 新党さきがけを代表いたしました、地方公務員共済年金制度改革案の改正について、大臣並びに関係の方に御質問させていただきます。

まず、現在の地方公務員共済年金制度、六十歳以上の方が例えば働き続けるといふふうな場合におきまして、年金の支給額が取得分減額をされるというふうなことになるために、いわゆる高齢者の方々が、働いても年金が減る、だから働いても一緒じゃないかということで、いわゆる就労がまだまだ可能にもかかわらずそういうインセンティブが働かなかった、またはその労働力が生かされないような制度になっていたということが言われていまして、その点を今回改正をされるというふうなことでありますが、具体的にどういふ内容になつていくのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○野中(昭)大臣 今前原委員が御指摘になりましたように、現在の在職中の退職共済年金の一部支給の措置につきましては、給与が増加しても年金が減るために、給与と年金を合わせた総取り額がほとんど増加しない場合もありまして、高齢者の就業意欲を阻害する等の問題が指摘をされております。

このため、今般の制度改正では、在職中の一部の支給措置について、給与の上昇に応じて給与と年金との合計額が増加するようにいたしまして、雇用の促進的な仕組みに改めるようにしております。

具体的には、年金支給額が、在職中の場合には現行と同様に二割の年金は停止をされるわけでございまして、その上で、給与と年金の合計額

が二十万円に達するまでは給与の増加分だけ合計額もふえることとしたしまして、給与と年金の合計額が二十万円を超える場合には、現役世代の平均賃金である三十四万円に達するまでは給与の増加分に対して合計額がその二分の一ふえることとする事になっておるのでございます。

○前原委員 次に、年金の毎年ごとの改定といいますがその点について御質問したいと思ひます。

現在は、いわゆる毎年ごとの自動改定、消費者物価指数による物価スライドといふものと、それから再評価のときに、いわゆる賃金スライド制といふふうなもので年金の調整をされているといふことでありますけれども、今回の改正案におきましては、いわゆるネットスライド方式といふものの導入をされるというふうなことであります。改正といふことですから、よくなるというふうなことでありますけれども、これは例えば、現役世代の負担が減るといふことではないのか、あるいは年金受給世代についていふのかというふうな部分で、どちらに中心が置かれて具体的にどういう改正がなされるのかというふうな点について御質問させていただきます。

○鈴木(正)政府委員 賃金スライドについてのお尋ねでございます。

今お話のございましたように、共済年金の給料比例部分について政策改定、いわゆる賃金スライドといふものを行っております。大体五年の財政再計算の時期に行う、毎年賃金スライドという形で物価上昇分は年金額の改定を行っております、こういう仕組みでやってきているわけですが、今回の改正におきましては、高齢化が進むに伴いまして現役世代の税、社会保険料負担といふものがますます増大していくだろう、また、公的年金制度といふのは世代間の扶養の仕組みであるので、バランスをとっていく必要があるという事で、この賃金スライドにつきまして、従来は名目賃金のスライドをしていたわけですがそれを実質賃金、ネット所得スライドに改める。

この伸びに応じてスライドをしていく、こういう方式に改めることとしておりまして、これによりまして年金受給世代の給付と現役世代の負担のバランスが図られる。従来に比べますと現役世代の負担はこれまでよりも相対的に低くなつてくるといふ効果があるかと思ひますが、年金を受ける方と負担する方のバランスが図られるのではないかとこのことで、年金制度の長期的な安定化に資する、こういうことが言えると思ひます。

○前原委員 これから本当に高齢化社会を迎えるわけですし、また少子社会といふふうなことで、今おっしゃつたように、いわゆる現役世代と受給者のバランスといふものをとつていかれる案といふのは、私は非常に結構なことだと思ひます。その点については評価をするところであります。その前提となりますけれども、これからの社会的な背景といふところを、自治大臣のお考え方をぜひお聞かせ願ひたいと思ひますが、新党さきがけといひましたし、行政改革といふふうなものを一つの党の生命線といひますが、主な主張として現在も与党の中でやらしていただいているわけでございます。例えば国の行政改革あるいは地方の行政改革、両方とも進めていかなくてはならないわけでありまして。

ただし、いわば今は国に権限といふものが集中をし過ぎていて、そしていわゆる地方といふものに実質的な権限が非常に少ないというふうな問題点があるわけでありまして、ですから、行政改革といふのは、単なる人減らしというふうなことよりも、全体的な地方と国の権限の所在のあり方といふものも含めて見直していかなくてはいい、そういうふうな思ひでございます。

したがいまして、この年金の問題と絡めて考えますならば、国の権限を地方に移譲した場合に、逆に地方公務員といふふうなものについては、行革といふことで減らしたとしても、余りある補てんといふものがなされて結果的にプラスになるから、結局年金の問題についてもそう不安はないのではないかとこのように考え方もございます。

そういうふうな観点も踏まえまして、大臣とされましては、いわゆる国と地方の権限のあり方、またその権限を移譲したときに年金の問題といふのは、将来地方分権を進めていくんだから、別に地方公務員の数が減つたから、いわゆる負担をしてもらう人の数が減るといふことは必ずしもないといふことで、そんなに心配をされていいの、その辺のところを少しお伺ひしたいと思ひます。

○野中国務大臣 今委員御指摘のように、地方分権といふのは時代の大きな流れとなつておるわけでございます。私も、昨年の衆参両院における満場一致の議決を踏まえながら、政府におきましては、行政改革推進本部の地方分権部会において年内に大綱をお示しをいただき、また、それを受けて推進する法の提案を可及的速やかに出せるように総理として先般決断をお示しをしたところでございます。さらに第二十四次地方制度調査会におかれましては、地方分権のあり方について先般中間報告をいただいたところでもございまして、地方六団体からも要望を意見書として提出をいただいたところでございます。したがいまして、いかにしてこれを早期に実現していくかといふのは、我々に与えられた重要な課題であり、また責任であると思ひわけでございます。

逆にまた、これは地方がそれを受けるにあつた体制といふものを整えていく、地方みずからまた厳しい姿勢を貫いていかななくてはならないと存じます。私も、もちろん地方に対してその行革の推進について、もちろん自主的にやっていただくことでありますけれども、その基本となるものをお示しをして、ただいまそれぞれ地方公共団体においてお取り組みをいただいておりますところでございます。

そういう中におきまして、委員御指摘のように、深刻な高齢化社会を迎えるわけでございます。いかにして年金財源を十分に確保しながら現役世代に過重な負担にならないようにしていくかといふのは、私もただでなく、かわる者のすべての大きな政策的課題であると存じておるところでございます。

でございます。特にそういう多額の財源を必要とするわけでございますから、社会保険の方式のもとで税と保険料とのバランスをどのように考えていくのか、あるいは委員がおっしゃいましたように、少子・高齢化社会において、限られた財源を社会保障の中で、あるいは社会福祉全体の分野でどのように重点的に配分していくかといふのは、さまざまな政策的な多岐にわたる検討をしていかなくてはならない重要な課題であると認識をしておるわけでございます。

さはさりとして、先ほど御指摘のように、今後、地方公務員の現役時代に営々として共済年金に情熱を込めたこの制度が活用されて、退職後も不安のないようには私も十二分に配慮をしてまいりたい決意でございます。

○前原委員 最後に、年金から少し離れるかもしれませんが、今の延長線上で、大臣の御私見で結構でございますので、その地方分権の全体像のあり方といふものを逆にお教えいただきたいといふか、これは私もまだ自分なりの結論を持っていないわけでありまして。

大臣は、皆さんも御承知のように町会議員、府会議員、副知事、そして衆議院、自治大臣といふふうな、本当に地方、国政すべてにわたつて精通をされたエキスパートでいらっしゃるわけでありまして、すべての面からも御認識を保持しておられる方であるといふふうな認識をしておるわけでございまして、例えば地方分権といふときに、都道府県にすべての、例えば国に外交、防衛あるいはマクロ経済などのものだけを限定して、あとは地方に分権をする、では、地方の受け皿としてどうするのかといふことでありますけれども、都道府県に渡して、都道府県を強化して、市町村といふものはそれほど変えないのか、あるいは言われていふように、道州制といふふうなものでもっと今の都道府県、市町村制とは違うものにしていくのか。

よく言われておりますように、権限を移譲するのは構わないけれども、先ほど大臣も少しお触れ

になりましたけれども、地方にその受け皿がないのではないかと、特に小さな市町村というふうなものについては、権限を移譲すれば混乱をするだけである、それほどの受け皿がないというふうなこともよく指摘をされることであります。私自身もまだ確固たる地方分権の将来像というものを展望し切れてないわけでございますが、これは本当に私見で結構でございますので、こういう形の地方分権というふうなものを究極的に考えているのか、お聞かせを願えればと思います。

○野中国務大臣 今委員御指摘になりましたように、ややここ数年、地方の時代と言われましてから地方分権が言葉と活字が躍り過ぎて、そしてその実態像が浮かび上がらなかつたという面なしとしないわけでございます。けれども、昨年の六月の衆参両院における決議以来、これが実効的なものとして具体的に動き出してまいりましたことは、いささか地方政治にかかわってまいりました私どもとして喜びにたえないところでござい

ます。先ほど申し上げましたように、村山総理を本部長といたします行政改革推進本部におきまして、この分権の受け皿といたしましては、一応現在の府県、市町村の二層制ということに整理をいたしました次第であります。それぞれ道州制その他の御意見もあつたわけでございますけれども、当面これは現在の都道府県ないし市町村に、受け皿を二層制で考えていくという整理をいたしたところでございます。

私は、住民に一番近いところでその事務が行われることが一番適切であると思っておりますけれども、しかし委員も御指摘になりましたように、今の市町村の規模で果たしてこれが可能かどうかというのは、非常に議論のあるところでございまして、当面やはり都道府県に重点的に配分をして、そしてよりきめ細やかな、対住民的な問題につきましましては市町村にやっていくことを考えていかなくてはならないと思うのであります。

これまた総論賛成、各論反対で、なかなか壁が厚うございまして、先生方の十二分のバックアップと御協力をいただかなければなし得ないことでございまして、それ、規制緩和を行われ、分権が行われ、それを受けける地方公共団体で条例等逆に進んで縛りがかかると、緩和をしたことが生きている点については、具体的な全体像が見えたところで地方団体とも十分協議しながら、私どもは、規制緩和、地方分権が実現するものになるようにしていきたいと考えておるわけでございます。

何にもましてこの大きな流れを私どもは大切にしながら、委員お説のように、十二分に地方分権の役割がこに果たせ、そしてその期待にこたえられるように努力をしてまいりたい決意でございます。

○前原委員 終わります。

○栗屋委員 吉田公一君。

○吉田(公)委員 基礎年金というのは社会保障費の一部としてあるわけですが、そこで各団体からも非常に要望が強いのは、基礎年金の国庫負担率を三分の二程度に引き上げることを将来、近い将来することができるとか、こういうことであります、いかがでございしますか。

○野中国務大臣 今、基礎年金の国庫負担を引き上げることができるとかというお話でござい

ました。

基礎年金の国庫負担の引き上げにつきましては、一つには、やはり現行の負担率のままで今後は、委員御承知のように、負担額の急増が見込まれるわけでございします。これを引き上げれば、さらに多額の財源が必要となります。その確保を一体どのように図っていくのか。二つ目には、先ほど前原委員にもお答えをいたしましたように、社会保険方式のもとで、税と保険料のバランスをどのように考えていくのか。あるいは三つ目には、少子・高齢化社会において、限られた財源を、社会保険と、そして福祉の分野のどこにどのように

重点的に配分していくのかという、まことに幅広く、十分な検討を要する、かつ、政策的重要な課題を抱えておるところでございまして、私ども、そういう深刻な課題を踏まえまして、この重要な課題と取り組んでまいりたいと存じておるところでございします。

○吉田(公)委員 先ほど来からお話がありますように、六十歳定年でありましても、その間、年金が半分になる。そうしますと、高齢化社会との関連が強まってくるわけでありまして、特に地方公務員の皆さん方は再就職といつてもなかなかない、特に地方ではないわけでありまして、そうなりますと、どうもやはりその市長さんなり知事さんが忍びないということもございまして、いろんな公社や事業団をつくって、そしてそこへ、六十歳でやめた人の救済措置としてつくる可能性が十分ある。そこで再雇用といつても、そういう場合でも、一たんやめた課長さんや係長さんを平で臨時に使うわけにいかないということ、それも限界がある。そして、この支給額が半分になつちゃう。

その五年間という、その方々の生活保障というのはいくつすればいいかということが一つの問題であります。そこで、これは簡単に年金だけで食べていけないだけの支給額があればいいけれども、そうでない場合には、先ほど申し上げたように、いろんな団体をつくる、そこへ再就職させる。そうすると、それは地方公務員の定数に入らない、こういうこともございまして、その辺の解決策といひますか、具体的にどう対応していくのかということについてお尋ねをしたい、こう思います。

○鈴木(正)政府委員 年金改正に伴って、今後の高齢者雇用との関係でございしますが、今回の共済年金の改正に当たりましては高齢者雇用をあわせて進めるといふことで、高齢者が少なくとも六十歳までは現役として働くことができるような社会の実現を目指そうということでございまして、民間における高齢者雇用施策というものを視野に

入れながら、公務部内におきましても高齢者公務員の雇用に積極的に取り組むということといたしまして、閣議決定を経て、現在政府部内に検討委員会を設けて取り組んでいるところでござい

ます。他方、こうした中で、共済年金につきましても、六十歳代前半の時期におきまして、高齢者雇用の推進を図りながら、雇用と年金とを組み合わせて生活を支える期間、こういうふうな位置づけしております。

それで、先ほど申し上げましたように、六十から六十四歳までの間は部分年金的な年金を支給する。その場合に、さらに希望すれば、六十五歳から支給される老齢基礎年金、これの繰り上げ支給の併給というものを認めるということにいたしております。

また、こうした六十代の前半の部分年金的な年金に切りかえていくという措置につきましましては、十分な準備期間を置きまして、二〇〇一年から二〇一三年にかけて段階的に実施するということといたしております。この間、高齢者雇用の推進あるいは組合員の生活設計に配慮したスケジュールをいたしておるわけでございします。

○吉田(公)委員 今公務員部長さんから、いろいろ民間等も含めた雇用対策を考へるということですが、一つは、地方公務員の定員を削減、削減といつたって、民間みたいに生首を切るんじゃない、つまり退職者の例えは半分しか採用しない、そのかわり臨時で採用していくという方法もあるわけですね。

だから、百人例えは退職をして百人入れたんじゃ行政改革にもならないし、つまりその上にまた退職した人を臨時で雇ったものでは、これは定数もふえてしまうということですから、ぜひその辺も、定数削減を図りながら逆に高齢者対策をしていくというふうな方法もぜひ考へていただきたい、こう思うんです。

それで、例えば私なんか東京都ですけれども、とにかく都も区もいろんな団体を考へている。こ

の間、東京都に水辺公社というのがある、何だこの水辺公社と聞いたならば、鳥にえさでもやるのかと思つたら、そうでもないらしい。そういうように、動物園協会とか、動物園なんか二つしかありやしない、動物園協会をつくつたり、その動物園協会を何をやっているんだと言つたら、ジュースとか何の缶の販売の許可が何かやつたり、それから公園協会なんというのできていて、何をやるのかと思つたら、公園に駐車場をつくつてそこへ人を雇う。

めつたやたらにいろいろなことを考えるので、だからそういう定数外のいろいろなことを考えるのじゃなくて、もっと正當に地方公務員の人たちの高齢化対策というのをぜひひとつ考へて、上げていただきたい、そう思います。

それから、今度地方消費税というのが、導入されるかどうかわかりませんが、一応導入されるということになっておりますが、これは地方自治団体の自主財源、こういうことになるわけですね。そうすると、その自主財源になった地方消費税というのは、例えば雇用対策費にも使われるかもしれない、それから人件費に使われるかもしれない。しかし、一番大事なことは、地方のゴールドプランを推進していくための財源としなければいけないんじゃないか、そう思うのですが、その辺はいかがでございますか。

○野中国務大臣 今、吉田委員前段におつしやいました地方公共団体におきます外郭団体等のあり方につきましては、お説のように、私自身もみずからの経験を含めまして、いろいろな、五十八歳ぐらいで肩たたきをしますためには、それぞれ公社に準じたようなものをつくりながら、そこへ六十三歳ぐらいまで働けるような環境づくりをしていくということ、みずから手がけた経験を思い起こしながら、一面においてじくじたるものがあるわけでございます。

今、地方公共団体にも国と同様に定数の減あるいは機構その他の見直しをお願いをしておるところであり、地方団体はまたこれを受けて、厳しく

対応をしていただいているところでございます。しかし、御指摘のように、退職者が百人おるから採用者を五十人にして、そして退職後の雇用を図れ、こういう趣旨とするならば、やはり年々適正な人員を採用をしておかなければ、大変そこに断層ができてきて、人事交流の上に、あるいは人事を行つていく上に、非常に執行体制にそこを来すこともあるわけでございまして、そういった面は節度を持ってやっていかなくてはならないと私は思つておるわけでございます。

非常に言うべくして困難な問題でございますけれども、一面、外郭団体等のあり方を見直しながら、なお退職後の雇用について十二分にその対応ができるように、お互いに知恵を絞つて取り組んでまいりたいと思つておるわけでございます。

さて、後段の消費税、特に地方消費税と福祉対策との関係をお話しになつたわけでございまして、今般の税制改革に当たりまして、やはり少子あるいは高齢社会に向けまして、当面緊急を要する施策につきまして一定の福祉財源を処置されることになつたところでございます。

お説のように、ゴールドプランは、地方公共団体が地域の特性に応じて自主的に実施する高齢者保健福祉施策を支援することとつたつていところでございます。

今般の税制改革によりまして、地方消費税を創設することをお願いをしておるところでございます。これによりまして地方独自の税財源が確保されますことは、地方公共団体がそれぞれの地域で実情に即した多様な福祉施策を展開できる。例えば保育所と老人福祉センターとを併設するとか、従来縦割りであつたものをできるだけ総合的にして、そして管理運営を効率的なものに、簡素なものにしていくといったような、そういうさまざまな福祉施策を行つていく上ではまことに意義あるものであると存じますし、安定した財源を、これで十分ではありませぬけれども、獲得する上において、大変私は意義あるものと存じておる次第であります。

○吉田(公)委員 つまり、地方公務員といへども、長寿社会は同じであります、人生八十年、昔は給付する人たちというのは、古希まれなりというぐらいですから、七十歳自体がまれだつたわけですね。しかし、今八十歳はもう普通になつた。そうすると、退職してから二十数年間というものは給付をしなければならぬ。ところが、だんだん掛け人は少なくなつてくる、負担率が重たくなつてくるということになりますと、どこかで財源を見つけないければならないというところがござい

ます。その財源の一つに、つまり現役の負担金を増額するということも将来考えられるんじゃないか、こう思うのですが、その掛金の引き上げは今後やるのかやらないのか、その点についてお尋ねをしたい、こう思います。

○鈴木(正)政府委員 地方共済年金の支給を安定的に継続していく場合には、やはり負担といった問題が重要なわけでございます。それで、共済年金の掛金につきましては、厚生年金と同じ考え方で、将来にわたり年金財政の安定を確保するため段階的に引き上げを行つていく、こういう考え方をとつております。

それで、五年に一度の、少なくとも五年に一度財政再計算を行うこととされておりますが、地共済の場合は本年の十二月に予定されております。その財政再計算でございまして、現在、地方公務員共済組合連合会におきまして年金数理的な計算作業というものを行つておるところでございます。現時点ではその計算結果の明確な予測は困難でございますが、先ほど申し上げましたような成熟度の上昇あるいは平均余命の伸びといった要素を考へますと、財源率の引き上げが相当程度必要になるのではないかと考えております。

○吉田(公)委員 あと五分ぐらいあるようですけれども、これでおしまいにします。

○慶屋委員長 山名靖英君。

○山名委員 改革の山名でございます。今回の公務員の共済制度の改正につきまして

は、先ほどからお話が出ておりますように、極めて早いスピードの高齢化、ここにおきます給付金の増加、財源不足をどうするか、受給者は増加をする一方で、やはり負担する側の現役世代、少子化時代とも相まってその伸びが極めて鈍い、こういう中で、二十一世紀の高齢化社会、これを活力ある長寿社会にしよう、六十歳引退社会から六十五歳現役社会、こういうテーマで今回の改正が行われたわけでございまして、あわせて、五年に一回の財政再計算の時期と相まって、年金制度の見直しが行われるわけでございます。

そこで、今回の議論の中でやはり最大のポイントは、いわゆる支給開始年齢、この問題だと思つます。段階的に六十五歳に支給開始年齢を引き上げるといふわけですが、であるならば、六十歳前半の雇用をどうするのか、ここに最大のやはりポイントがあるのではないかと思つております。高齢者の雇用問題、雇用促進といつても、ただ単により長く働くといふことではなくて、その高齢者の特性に応じた雇用形態といふもの、これをどうとっていくか、あるいは高齢者の就労の可能性を引き出す生涯教育、こういった観点からも、極めてこれは重要な問題ではないかと思つております。

労働省も高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正を行ひまして、その高齢化社会への対応を雇用面で考えようとしておるところでございますが、そこで、この六十歳前半の雇用を含めて、自治省といつたしまして、地方公務員の退職後の再雇用について、どのようなお考え、対策をお持ちなのか、まず大臣からお聞かせいただきたいと思つます。

○野中国務大臣 先ほど来、各委員からのお尋ねもございまして、重複するところがあるかと思ひますけれども、今山名委員からも、今回の改正案におきまして六十歳代の前半の年金を雇用促進的なものとするといふいたしましたことについての、地方公務員の六十歳代前半の雇用についてのお尋ねがあつたわけでございまして、二十一世紀

の本格的な高齢化社会をより活力あるものとしていくためには、高齢者の高い就業意欲を引き出し、かつ、これにこたえていかななくてはならないわけでございます。

そういう上からも、民間及び公務部門を通じて、高齢者の培ってまいりました知識、経験を十分に生かして働くことができるような機会の拡大、そしてこれを行うことによりまして、高齢者雇用の推進を図っていくことが重要な課題であり、また、私どもの責務であると存じておるところでございます。

そのような観点から、今回の共済年金制度の改正を行うに当たりまして、公務内における六十歳代の前半期の高齢者の雇用につきまして積極的に取り組むこととする旨の本年三月の閣議決定を行われたところであります。この上におきまして、本年六月に、自治省を含めまして、関係省庁を構成いたしまして設置いたしました、公務部門における高齢者雇用問題検討委員会におきまして、公務内の高齢者雇用に関する具体的な検討を現在進めておるところでございます。

次に、高齢者の雇用の検討に当たりましては、例えば高齢者にふさわしい職務はどのようなものがあるのか、その勤務形態や処遇をどのようにするべきか、あるいは職場全体の活力をどのように維持していくかなど、山名委員の御指摘にございました生涯教育等もあわせて、実情に即した具体的な問題点を現在洗い出して、その対応策の検討を多面的に行っておるところでございます。

自治省といたしましても、地方公共団体の実情や意向を把握しながら、国家公務員の検討状況と歩調を合わせまして、地方公務員の高齢者雇用の推進方策の検討を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○山名委員 今お話しいただきましたように、これからの検討にまつということでしょうかと思えますが、本年三月の閣議決定にもありますように、この高齢者の公務員の雇用促進のために、現行制度のいわゆる任用制度のあり方については、やはり

りここで見直す必要もあると思えますし、先ほどおっしゃいましたように、この雇用の形態につきましては、公務員という特殊な立場にある観点から、その特殊性、能力というものを公務部内で十分に生かせるような体制もやはり必要ではないか。例えば、フルタイムというよりも、短時間における勤務を引き続き六十歳前半で考えてあげるとか、この任用制度そのもののあり方の見直しについて私は積極的に進めるべきではないか、このように思っておりますが、所感を伺いたします。

○鈴木(正)政府委員 高齢者雇用の関係で特に公務部門においては、これから検討を進める場合には、大変高齢者の方の就業意欲というものもかなり多様になっております。また、それぞれの公務部門での業務運営というのいろいろな要素があります。

そういったことに留意いたしまして、今お話のありましたような、フルタイムだけでなく、短時間の勤務を可能とするような方策はないか、あるいは、現行の定年年齢は維持した上で、定年に到達した職員を改めて任用するといったような新しい任用制度というものは考えられないかといったことについても検討をすることとしたしておるところでございます。

○山名委員 次に、いわゆる年金の国庫負担の問題で伺いたいと思えますが、現行、三分の一の基礎年金部分、国庫負担ということになっておるわけですが、やはり今回の年金改正、これはもう将来の高齢化社会の進行の中では避け通れない事態であろうかと思えます。国民一人一人が安心して老後が迎えられ、そして送られる、そして一方で勤労世帯が働きがいのある、こういった制度にしていくなければ、どういったことが可能なのか、どういった年金制度が可能なのかという論点が大事だと思えます。

大きく分ければ、私は、一つには保険料を引き上げるといふ部分、それから年金水準を逆に引き下げる、あるいは三点目には支給年齢を引き上げ

る、そして四点目には国庫負担を引き上げる、この四つの選択肢があるんじゃないか、こういうふうな思っております。

保険料の引き上げにつきましては、第二次行革審の提言の中にも、高齢化のピークである二〇二〇年においては五〇％以下、二十一世紀初頭では四〇％台半ばをめぐってその上昇を抑制するという提言を行っているところでございまして、平成五年の臨時行革審でも、それが踏襲をされておるところでございます。

年金というものがまさに高齢者の生活の大きな基盤になっている、こういうことを考えますと、二つ目の年金水準を下げるということについては、これはやはり考えていかなければならないし、極めて選択しがたいのではないかと。そうしますと、残る選択というのは、支給開始年齢の引き上げとともに国庫負担の引き上げという、この部分にございまして、この国庫負担の三分の一を二分の一に引き上げる、こういう問題について大臣の所見を伺いたいと思えます。

○野中国務大臣 今山名委員から御指摘のさまざまな観点からの検討が、これからの高齢化社会を迎えるに当たりまして、あるいはこれを支える現役世代が少なくなっていく状況、あるいは負担が増大していく中における状況というのは、まことに深刻なものがあるわけでございます。

特に、具体的にお尋ねいただきました基礎年金の国庫負担のあり方につきましては、いろいろ議論のあるところでございます。しかし、現行の負担率のままで今後負担額が増加していくことが見込まれるわけでございます。これをさらに引き上げるといふことになりましたら、多額の財源が必要となりまして、この確保をどこに求めていくかというのは、非常に難しい問題であるわけでございます。

また、先ほども委員の皆さんにお答えいたしましたように、社会保険方式のもとで、税と保険料のバランスをどのようにしていくのかというの

重要な課題でございます。

さらに、お説のありました少子・高齢化社会における限られた社会保障の財源、そして、福祉の財源をどこに、どの分野に重点的に配分していくかというの、これから与えられた幅広い重要な検討課題でありますとともに、政策課題でもあろうかと思うわけでございます。限られたパイの中でこれを十分果たしていくのには、私どもとしては、なお慎重な検討が必要であると認識をしておるところでございます。

○山名委員 この問題については、厚生委員会等で今論議もしております、これ以上私はこの場では触れないでおこうと思えますが、今おっしゃいましたように、やはり総合的な観点に立つて、これは租税体系から検討していかなければならない問題ではないかと思っております。しかし一方で、この大きな命題については、早急の一つの結論づけをしななければならないテーマではないかと思っております。ひとつ積極的な取り組みをぜひお願いしたいと思います。

時間がありませんので、先に行きたいと思えます。

次に、いわゆる公的年金の一元化問題について伺いたいと思えます。

この年金の一元化問題につきましては、従来からいろいろ意見等も出され、それなりの歩みを持っておるわけでございます。昭和五十九年の閣議決定におきまして、給付と負担の両面において、制度間調整、今やっておりますが、それぞれ公的年金の相互間の調整を進めながら、昭和七十年を目途に公的年金制度の一元化を完了させる、こういう閣議決定を見ておるところでございます。また、平成四年の被用者年金制度間調整事業に関する懇談会の報告の中にも「平成七年を目途とする一元化の完了に向けて、政府は精力的に検討を行うべきである。」という提言をなされておるところでございます。

この公的年金の一元化については、確かに大きな壁もありますし、それぞれ、おのおのが独立し

た理念と政策を持って今日まで歩んできている。こういう中で、確かに困難な面が多々あるうかと思いますが、こういった提言を受けながら、やはり将来の超高齢化社会を見やって、年金水準を落とすことなく、老後が安心して暮らせるようにするためには、この公的年金の一元化というのは、もうそういう実現のときに来たのではないかと、至ったのではないかと、こういうふうには私は考えるところでございます。これについて、まず所見をお伺いしたいと思います。

○野中国務大臣 今山名委員御指摘のように、公的年金制度全体の今後の長期的な安定と整合性のある発展を図っていく観点からは、公的年金制度の一元化というのは、困難でありますけれども、もう避けては通れない重要な課題と認識をしております次第でございます。

そこで、一元化につきましては、既に、基礎年金の導入と被用者年金の給付面の公平化、さらに負担面の制度間調整が実施をされております。今後は、これまでの施策の成果の上に立ちまして、本年二月設置されました公的年金制度の一元化に関する懇談会等の場を通じて、各制度を通じての論議と関係者の合意形成がなされていくものと承知をしておりますところでございます。

地方共済につきましては、今後とも、財政が窮乏に陥った制度への財政支援を引き続いて行うなど、公的年金制度全体の安定した運営に必要な取り組みを進めていく所存でございますけれども、その際、共済組合制度が公務員制度の一環としての役割を担っていること、各制度が沿革、運営の仕方等さまざまな異なっておりますこと等を十分踏まえながら、この一元化に向かって適切に対応してまいりたいと考えております。

○山名委員 この一元化に向かっては、財政的に極めて健全な立場にある地方公務員共済年金側が、この問題についてはぜひともちゅうちゅうすることなく積極的に切り込んでいただきたい、私はこのように思っております。

厚生省、社会保険庁におきましては、今後の事

務の合理化、あるいは加入者、受給者のいわゆるサービス向上といえますか、こういう目的を持って年金番号制の導入の準備を進めているようでございます。ほぼ二年後ぐらいをめどにしているやに聞いておりますが、共済年金についても、この際こういう導入に参画する必要があるのではないかと。今後の公的年金の一元化という一つの流れを考えましたときに、やはりこのことも極めて大事な改革の一点ではないか、このように思っております。それについて御所見をお伺いしたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 年金番号制についてのお尋ねでございますが、各年金制度、それぞれいろいろな年金にかかわる情報等を管理しているわけでございます。その場合に、制度間の移動があった場合にその情報等を相互に交換するといったようなことが大変重要なことではないかと考えております。

現在、厚生省において年金番号制というものを検討いたしておりますが、市町村の行う住民基本台帳というものがベースになって、それとの兼ね合いで検討をいたしているところでございます。いずれにいたしましても、年金制度の一元化という問題の中にこの問題も入っております。それぞれの年金制度の間の情報の連絡体制というものを密にするということも含めまして、検討をしたいと思います。

○山名委員 ぜひ積極的に取り組みをいただきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。

地方分権の問題についてでございます。これは、もう私から詳しく申し上げるまでもなく、この地方分権については、従来から何回となく取り上げられた問題であり、それぞれ提言がございました。しかし、叫べどもなかなか具体化しない、こういう実情がございますが、今地方分権については、本会議でも村山総理から、本年じゅうに基本大綱をつくり、来年の国会で基本計画を出したい、こういうような御答弁もございました。

あわせて、国から地方分権の指針あるいは基本計画、これが各地方自治体に提示される、これはある面では地方分権でないわけであって、こういう押つけ、関与、国からの指導というものを排除する意味もこの分権は一方で持つておるわけでございますが、そういったことを踏まえた上で、各都道府県では極めて積極的に研究会あるいはプロジェクトチームを組みまして、その分権への模索といえますか準備を進めておるようでございます。全国四十都道府県におきまして、そういった、内容の格差はございますけれども、地方分権推進の基本的な考え方、あるいは国と地方、あるいは県と市町村の役割分担の検討、こういったことを中心に、それぞれ独自の検討を進めております。

大臣も京都府でございますが、私も京都府でございますが、京都府の場合は、国のいわゆる責務といえますか、これは外交、防衛など国家の基本的な事項に限定し、残りの事務については思い切った地方の事務とする、こういった中間報告も出しておるところでございます。群馬県に至りましては、農地転用許可権限など、国からの地方への緊急に権限を移譲すべき事項といたしまして百八項目という、そういう内容を示した検討も行われている、こういうことでございます。

この地方分権の今後の取り組みについては、自治大臣もそれぞれの委員会等いろいろと御発言もされておるところでございます。この場において改めてこの地方分権への取り組み、このお考え方、ひとつお示しをいただきたいと思います。

○野中国務大臣 地方分権につきましては、山名委員から積極的な御提言及び御質問をいただいたわけでございますが、もうお説のように、なかなか、先ほども申し上げましたように、地方分権と言われる、あるいは地方の時代と言われる時期が長かったわけでございますけれども、しかし、具体的な像が見えない状態のまま推移をし、そして言葉と活字が躍ってきたということを、私も、私も厳しく認識をしてきておったところでございま

す。昨年六月の衆参両院における地方分権確立の決議以来、今お話がございましたように、具体的な地方分権への足取りが進んでまいりましたことを私どもはうれしく存じますとともに、この機を逸せず地方分権が確立をし、現実のものとなっていくように、ぜひ委員初め関係議員の皆さん方の御支援、御協力をいただきながらやってまいりたいと思っております。

お説のように、地方分権の推進につきましては、地方がその実情に沿った個性あふれる行政を積極的に展開できるよう、国と地方の役割分担を本格的に見直して、そして権限移譲や国の関与等の廃止、緩和、あるいはその機能を十分果たしていくための地方税財源の充実強化を行っていくかなんてはならないわけでございまして、けれども、お説のように、地方公共団体の自主性あるいは自律性を強化していくことが必要であると認識をしております。

政府といたしましては、お話しございましたように、年内に地方分権推進の基本理念や取り組むべき課題と手順を明らかにいたしました大綱方針を策定することといたしております。また、この大綱方針に基づいて速やかに地方分権の推進に関する基本的な法律、これを基本法と申しますのか推進法と申しますのかは別といたしまして、いづれにいたしましても、地方分権の推進に関する法律の制定を目指しまして、国会の御審議を煩わしたいと考えておるところでございます。

総理も強い決意を国会においてたびたび申し上げておるところでございます。また私も、この推進本部の構成員の一人といたしまして、行政改革の推進のために、あるいはこの中におきます地方分権の部会におきまして、大綱方針の骨格の検討を精力的に行っております。

また、お説のように、それぞれ都道府県におかれましても熱心にその取り組みが行われておるところもお伺いしております。また、先般、地方六団体を一緒にされまして、九月の二十六日に、地方

自治法の改正されました初めての意見具申という形で、地方分権の推進に関する意見の申し出が自治大臣を経由して総理に行われたところでございます。

また、第二十四次地方制度調査会におかれましても、今日まで鋭意この地方分権について御検討をいただいてまいりました。本年四月からの検討の成果を、去る十月五日、地方分権の推進についての専門小委員会からの中間報告がなされたところでございます。

私といたしましては、地方分権部会の大綱の方針の取りまとめや地方制度調査会の審議等、あるいは地方六団体からの意見具申等も踏まえまして、今後とも一層地方分権を進めて、真に地方自治の実現に新しい一ページを確立できるように最大の努力を傾けてまいりたい決意でございます。

○山名委員 時間がありますので、あと要望にとどめたいと思いますが、一つには、地方分権推進の一助となる施策として行われている地方分権特別制度、パイロット自治体制度で、これも、昨年は二十市町村、それから本年十九市町村、一向にこれが進んでいない。これはことし限りの募集となつておるようでございますが、その期限延長をぜひとも図つていただきたい、これは要望しておきます。

それから最後に、昨日の税制改革特別委員会でも論議されましたが、新ゴールドプランの問題でございます。各市町村からいわゆる地方老人保健福祉計画、これが各市町村にわたつて出されたにもかかわらず、この予算、財源措置というものが全然できていない。これについては、極めてこれはもう重大な問題だと存じます。

自治大臣、きのうも委員会で、各地方自治体を預かる所管の大臣としてという御発言もございましたけれども、これはもう本当に自治大臣として積極的に市町村を擁護する、市町村の老人福祉計画がやはりきちつと推進をされ、現実に公表され、前倒しで行つて市町村も多くある中で、国として財源措置が行われていないようなこういうい

かげんなことでは、やはり高齢者介護の切り捨てと言われてもこれは仕方がないと私は思っております。見直し条項で将来検討するんだ、こういうことでは対応できない、今現実の問題としてとらえていかなければならないと思つておる次第でございます。

時間ありませんのでこれで終わりますけれども、特に所感があればおっしゃつていただきたい。○野中国務大臣 今、私の昨日の発言に触れられまして積極的な対応を求められたわけでございまして、本年六月成立いたしました予算を、現実には福祉施策としてそれぞれ全国からヒアリングを行つてまいりました厚生省が新規採択をいたしました特別養護老人ホームについて地方の声を聞いてみますと、本年は、新規採択については二割の補助金を割り当てて、八割は平成七年度に行うという措置が講ぜられたという状態でございます。口にはしながら、私は現実にはまことに福祉切り捨ての厳しい状態だということを感じて、地方の行政にかかわる者としてまことに残念な実情を認識をしておりますので、昨日申し上げたわけでございます。

けれども、政権は継続してやつていかなくてはならないわけでございまして、明年度に繰り越された福祉財源をこれからどのようにしてゴールドプランに合うようにやつていくかは、厳しい対応を迫られておるわけでございますけれども、今委員御指摘のように、少しでも地域福祉が拡充されますように私も努力をしてみたい決意でございます。

○山名委員 終わります。

○栗屋委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 私は、まず最初に、共済制度の意義とその目的という肝心な点の点をお聞きしたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 地方公務員の共済制度は、いろいろな地方公務員の病気とか負傷とか出産、休業、災害、そういったいろいろな災害に関しま

して適切な給付を行う、それで相互救済を目的とする共済組合、そういう制度を設けて、その共済組合が行いますそれぞれの給付あるいは福祉事業に關しまして法律でいろいろなことを定めまして、目的は、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する、あわせて公務の能率の運営に資するということを目的としております。

○穀田委員 今ありましたように、生活の安定、福祉の向上と、先ほど大臣も全般的な福祉の向上がなかなかとらえられなくて残念だという話がありましたけれども、私は、一番最初の質問者にも大臣が答えしたように、最終的に年金の支給年齢が六十五歳に先送りされる、そして六十歳から六十五歳までの間は半額になる、そういう意味での指摘がありましたように、組合員が非常に不安に感じている、この点は答弁でもお答えありました。ですから、そういう問題について、担当の大臣としてはその責任をどのようにお感じになつておるか、お伺いしたいと思います。

○野中国務大臣 しばしばお答えをいたしておりますように、今回の改正に当たりましては、委員御指摘のように、高齢者の基本的な生活設計について、六十歳代の前半について雇用の促進をどのように、賃金と年金を中心として生活する期間と位置づけまして、年金制度自身も雇用の促進的な仕組みに改めていきますとともに、六十歳前半を中心とする高齢者の雇用の推進に積極的に取り組まなくてはならないということが基本であるわけでございます。

こうした見地から、民間における雇用者の高齢者をどのように雇用していただくかの問題、あるいは公務部門におきましても、共済年金制度との連携を図りながら六十歳前半の高齢者の雇用に積極的に取り組んでいく、そういう旨の閣議決定も行われたところでございますので、今関係省庁で構成をいたします検討委員会を中心として具体的な検討が進められておるところでございます。

自治省といたしましても、先ほど来お答えをいたしておりますように、地方公共団体の実情あるいは御意向あるいはそれぞれこういう問題について検討されておる具体的実例等も十分把握しながら、一方において国家公務員との整合性等も検討をいたしながら、歩調を合わせまして地方公務員の高齢者雇用の推進方策というものを積極的に検討を進めてまいりたいと存じておるところでございます。

○穀田委員 お話は、先ほど来そういう話をお伺いしているのですが、公務員部長もお話ありましたけれども、共済制度というものの中身を見ますと、本来相当年限忠実に勤務して退職した場合はと書いてあるのです。だから、これを読み取りますと、普通は定年退職と直結すると理解すべきであつて、そこから雇用という話は本来出てこないと思つておるのです。それが一つ。

もう一つ、今大臣、雇用の問題、るるお話ありましたけれども、しかし、民間のお話も含めて、また公務員部会で、公務員のところで、三月二十五日でしたか、閣議決定を行つて検討している、それは存じ上げております。二つ目に、問題は、それらを含めて、そういう賃金の補てんとして、働くところが現実にあるかどうか、その責任は、民間も公務員も含めてどこが責任を負うのか、その点をはつきりしないのだと私は思うのです。その二つをお答えいただければと思うのです。

○鈴木(正)政府委員 高齢者の雇用の関係でございますが、公務部門におきましては、先ほど申し上げました検討委員会において今検討を進めております。そこにおいては、例えば高齢者にふさわしい職務という仕事というものはどういふものがあるのか、また、その場合の勤務形態というものはどのようにしたいか、なおかつ、そういう形で高齢者の方が職場に入ってくるという中で全体の活力というものをどういふふうにか、維持していったらいいか、また、勤務形態の中では、必ずしもフルタイムだけではなくて短時間勤務の

仕組みも考えられないか、それから、新たな定年制というものを前提としながら新たな再任用の仕組みというものは考えられないのか、こういうような幅広い検討を行っておりまして、年金制度との連携をとりながらその推進方策を具体化していきたい、こういうふうな考えているところでございます。

民間につきましては、さきの国会においても法律手当てもなされておりますが、今後民間部門における高齢者の雇用の施策というものもそれぞれの所管省庁で進められていくもの、こういうふうな考えております。

〇穀田委員 私が開いているのは、今の共済制度の考え方は、退職、それに連結するという考え方がないかということ、もう一つは、本当に六十歳から六十四歳までの間について、賃金と年金で暮らせというわけだけれども、そういう賃金を出すところについての働く場、それはどこが保障するのか、政府が責任持ってこれをやるべきだと思いが、どうかということですね。方策はいろいろあるのはわかっている。問題は、最終的に、そういうことをやりながら、多く生まれる六十歳から六十四歳の期間に働く場を責任持って保障するんだらうかということを開いているのです。

〇野中国務大臣 退職後のいわゆる六十歳前半の賃金と年金とのあり方というのは、これが一体保障するのかというのは、非常に難しい問題でございます。けれども、地方公務員の場合、それそれ当該地方公共団体がそれぞれの退職者の今後の行方についてできるだけ親切に、かつ、公的部門あるいは民間を含めてできるだけ雇用ができるような状況というものを今から準備をして、そして年金を期していくようにしなければならぬ、こう考えております。

私も自治省といたしまして、地方公共団体がそういうことのできる環境整備というものを後ろから支えていきたいと考えておるわけでございまして、けれども、保障せよというお話につきまして、ここでこのように具体的に保障いたしますという

お答えは、なかなかできかねる次第でございます。〇穀田委員 つまり、保障しろという意味は、少なくとも六十歳から六十歳前半についてそういう形で、再雇用の現実、これは自治大臣よく御存じだと思っております。これは再雇用といつても大変無理なんですよ。そういう中で、一方、年金は六十五歳支給だからという話で賃金と年金と結びつけてやっていくんだということについて言うならば、その責任は政府が負うべきじゃないだろうか。最終的に百人が百人、全部一〇〇%保障するかどうかは別として、根本的な姿勢としてやはり政府はそういうことを後押しをして責任を負うんだということなのかどうかということをお聞きしているのです。

〇野中国務大臣 先ほども申し上げましたように、直接雇用関係にあります当該地方公共団体が、十分そのお世話ができるようにしていかなければならないと思っております。〇穀田委員 社会福祉等が現実の問題として、特に高齢者介護等が必要となってくることを考えますときに、いわゆる公設民営の施設とかあるいはそれぞれの社会福祉施設とか、こういうものの需要はふえてくるであらうと私は思うわけでございます。そういうものにとりかかれば、これから公務員としての経験、知識を持った人を入れていくか、これは非常に重要な点では二つあるのではなからうかと思っております。それと、それぞれの地方公共団体の皆さんとも御一緒に相談をしながら、特に私注目をしておりまして、昨年、試行的でありましたけれども、郵政省でいわゆる退職後の職員の四時間勤務体制の試行的採用というのをやっていたらいいと思います。これは非常に好評であるというのを聞いて、一度現地を私も見てみたいと思っております。〇穀田委員 雇用は地方公共団体があ

わけですから、もちろんそのことについては当然のことです。

問題は、今そういう制度づくりをしている政府として、やはり責任を負ってもらわなければ困ると私は思うのです。例えば、現実はどうなっているかという、再就職した者というのは大体四割程度にすぎないのです。実際の地方公共団体の現実というのは、しかもさらに、いわゆる二十八条に関連する再任用という数字で見ますと、これは御承知かと思うのですが、ただかかー・一％なんです。それは四〇％が働いている中でその程度ですから、およそ現段階では一〇〇％という六十歳前半のことについて責任を負えるような現実ではないんじゃないか。それに対する指導責任なり含めて、それはどう考えますか。

〇野中国務大臣 おっしゃる通りに、退職後の環境というのは非常に厳しいものがあります。けれども、地方公共団体の場合は、委員御承知のように、それぞれ農業を家業としながら公務員として働いてきた、自分の退職後はその地域に帰って農業をやりながら、また長い間地域の人たちにそれぞれ勝手をしておった分を取り戻して、地域の発展に貢献していきたいというような人が非常にたくさんおられるわけでございます。

そういう人の知識、経験というものを、私が先ほど申し上げましたように、これから急速にふえていく社会福祉施設等へどのように十二分に生かしていくのかということを考えますときに、まだまだ公務員の六十歳前半の働き場所というのは、私はその人たちの希望に沿ってあるのではなからうかと期待をしながら、我々もそれを十二分に果たしていくような環境づくりに精進をしていきたいと思っております。

〇穀田委員 それはその町村、町村、市町村における具体的な現実の問題について、例えば農業を営む方だとかそういうのがおられることは、事実承知しております。問題は、今そういう制度をつくるに当たって、六十歳前半について再就職は四割しか現実にはない状況のもとで、どう保障を

するのかわかることを言っているわけですから、それはちょっと当たらないと思うのです。

同時に、論を進めますと、先ほど自治大臣は、肩たたきの例を挙げたものがあるというお話を答弁でなさっておりますが、勸奨退職制度がありまして、九二年の自治省の調査によりますと、すべての都道府県でありまして、九五・九％の市、八七％の町村が制度として持っています。しかもその数は、最近になってその自治体数はふえているのです。それは御承知かと思いますが、一方で六十歳の定年前に勸奨退職で肩たたきを行う、一方で六十五歳までいろいろな形で働かせようとするというのは、これは矛盾じゃないのですかね。

〇野中国務大臣 私は、先ほどこの肩たたきについてじくじたるものがあるというように表現したようにとられたとすると、これは違うのでありまして、吉田委員であったと思っております。公社、公団等非常にたくさんあるのが地方公共団体の外部でできておるというお話がございました。なので、私も京都府に勤務した当時、そういうものをつくることによって勸奨退職でやめていく人たちがそちら側に持っていくようなことをやってまいりました。そういう組織づくりについて、ややお話を聞きながらじくじたるものがあると申し上げましたので、そこところはひとつ誤解のないようにお願いをいたしたいと思うわけでございます。

肩たたきというのは余り表現がよくございせんけれども、勸奨退職制度というのは、これは公務員をしてまいりますと、自分が定年になる前でも、民間等からその人の知識、経験を生かして使いたいというときがありましたら、やはりその人が自分の能力を生かせるうちにいきたいという希望者は随分あるものでございます。特に技術職員等にはそういう二一三がたくさんあるものでございまして、そういう人にこたえるためにも勸奨退職制度というのは非常に生かされている部分も多いと私は思っております。

そういう点で、基本的には地方公共団体では管理職等の職員で退職者に勧奨退職を行う例が見られるわけでございます。これはもう委員御承知のように、主として幹部職員等でございます。そういう人は後輩のために新陳代謝を図ることでその組織としての士気を高め、そしてそれぞれ人事の活性化を果たしたいという考え方でやっておられる地方公共団体個別の人事管理上の問題と私は認識をしておるわけでございます。

しかし、今後共済年金制度との連携をどう考えるかということになりますと、地方公共団体におきます六十歳代の前半の高齢者雇用の推進に向けて具体的な検討は速やかにやっていかなくてはなりませんし、その際、業務の編成や再編や勤務形態等のあり方、さらには組織の能率的運営や活力を保持する方法など、多面的な検討が必要であります。先ほども他の委員にお答えをいたしましたように、いわゆる地方公共団体では病院、消防、清掃とか、さまざまな業種があるわけでございますので、一概には論ずるわけにはいかないわけでございますけれども、そういう人のまた経験、知識等を十二分に生かして最大限の努力をしていきたいと存じておるところでございます。

○穀田委員 今の勧奨退職制度については、大体すべてが管理職だという実態ではありませんし、その辺は異論がありますが、時間もありませんので、あと二つばかり質問をしておきたいと思うのです。

一つは、先ほども言いましたけれども、再任用だとかというのは非常に少ないという問題について指摘しました。調べてみますと、この三年間に京都の市町村共済で定年でやめた方は二百三十六人です。そのうち地方公務員法上の勤務延長、再任用で引き続き勤務した方はわずかに十六人で、一割にも満たないわけですね。全国的にも、一番新しい九一年度の、定年退職して再任用された人の割合はわずかに一・一％です、先ほど述べたとおりです。したがって、ほとんどが嘱託職員か臨時の職員ということになっていきます。

ですから、六十五歳までの職をいろいろな形で努力する、確保するということになりますと、やはり再任用や定年延長をもっと活用すべきだと思います。その点での検討はいかがかということが一つです。

もう一つは、今も大臣ございましたように、消防、警察、その他ありまして、それぞれの、例えば保母さんとか、それから教員の方々と比べると、いろいろな多種多様におります。そういう方々が働きたくても、実際には、先ほど申しましたように、六割が働いていない。その中で一番理由として多いのは、何と云っても健康上もたないというのが多いですね。ですから、例えば、調べてみますと、六十歳の定年までもやめる方が、特に看護婦さんや保育園の保母さんもおられます。また教職員も結構多いですね。

例えば、これを見てみますと、九三年度の姫路と尼崎の事例ですけれども、尼崎では女性教師が二十四人退職していましたが、そのうち六十歳まで勤めた人は六人、姫路では二十三人のうちわずか一人、管理職、こういうのは除きますけれども、そういう実態にあります。

ですから、やはり六十五歳まで働けというのが無理だという現状があるわけですね。だから、そういう点をどうするかということについても最後、お聞きしておきたいと思えます。

○鈴木(正)政府委員 再任用や定年延長との関係での高齢者雇用でございます。

今お話の出ました再任用、定年延長、今公務員制度上ありますが、それは定年に達した地方公務員が定年の前と同様の勤務形態でつく制度としてあるわけでございます。要件がかなり限定された場合を対象としたものであります。

それで、これから公務内での高齢者雇用を考えていく場合には、現在の制度とは別に、先ほどお話をしておりましたが、新たな任用制度、現行の定年年齢は維持した上で、定年に達した職員を改めて任用する、そういうようなあり方について検討したいということでございます。また、多様な勤務

務というものを可能にするための、フルタイムだけでなく短時間の勤務、こういったいろいろな勤務の仕組みにつきまして、具体的に検討をしてみたいと考えております。これは国家公務員も地方公務員も歩調を合わせて検討を進めてみたいと考えているわけでございます。

それからもう一つは、六十歳以上の場合で六十四までの間で、なかなか働くことが健康上問題でないかという方もいらっしゃるということでございますが、この高齢公務員の雇用の、公務部門でもやはりその推進方策を検討する場合には、具体的に、職務の特殊性等にかんがみまして高齢公務員の雇用が著しく困難な場合があるかどうか、また、それがどのような場合であるかといったことについても検討を進めていくことといたしております。

なお、今回の年金制度の改正におきましても、別個の給付のほかに、先ほども申し上げましたが、希望した場合には基礎年金の繰り上げ支給の併用というものが可能だということとか、あるいは六十五歳まで働くことが困難な、障害等級三級以上ですか、それに該当する障害者の方々などには、従来どおり六十五歳前においても年金支給を行うといった措置も講じているところでございます。

○穀田委員 じゃ、反対の態度を表明して、終わります。

○粟屋委員長 遠藤利明君。

○遠藤利明委員 先ほど来、六十歳代前半、六十歳から六十五歳までというところでありますが、高齢の公務員の雇用をどう推進していくのか、いろいろ議論がありました。とりわけ私も地方に住んでいる者にとりまして、新しい雇用をつくっていくというのとはなかなか難しいわけでありまして、ましてや空洞化が進むというふうな中で、どうやって高齢者の皆さんの働き場所を確保していくのか、大きな課題になっているわけでありまして、今回の改正案につきましても、公務員の皆さん

そういう意見は大勢を占めるわけでありまして、しかし、その後、六十歳以降どうなるんだ、そんな皆さんの不安、これは当然なことでありまして、先ほどいろいろ御意見ありましたが、そうした中でこれをどのように推進していくのか。

しかし、ちょうど話をしてみますと、外郭団体とかあるいは関連団体、そういうのも数多くあるし、そんな話も実は聞かれるところでもあります。先ほど吉田委員の質問にありましたが、経験豊富であり、内容を熟知しているというふうなことから、そういう意味での外郭団体とかあるいは関連団体というふうな安易な発想になっても実際は困るんではないだろうか。

そんな意味を含めて、先ほど来繰り返しておりますが、改めて政府部内の組織的検討と、そしてこれから全国の地方公共団体にもこのような検討を指導されるつもりなのか、伺いたいと思えます。

○野中国務大臣 先ほど来たびたびお答えを各委員に申し上げておりますように、今回の改正に伴います六十歳代前半期における高齢公務員の雇用というのは、言うべくして、委員御指摘のように、非常に厳しい問題があるわけでございます。

が、しかし、まあ他の共済あるいは他の年金制度と公務員関係だけが突出しておるというわけにはいかない問題でもあります。より整合性を持ちながら、しかもなお、高齢者でありながら就業意欲の高い人々たちを、これからより民間あるいは公的部門において、その人の培ってきた知識、経験が生かせるように、十分私どもとしても、関係地方公共団体とともに、この人たちの就業について努力をしていかななくてはならないと考えておるところでございます。関係各省庁との連携も検討を加えながら、地方公務員のあり方につきまして今後十分推進体制を進めてまいりたいと存じておるところでございます。

○遠藤利明委員 今御答弁いただきましたが、今地方分権という中で、地方に対して職務を移譲するといいますが、負担をお願いする、そういうふうな形を推進されている。また、ある面では、高

齢化に伴う福祉行政、ますますこの需要が拡大をしていくわけでありまして、私どもも現場の皆さんと話をしても、特に福祉関係などは夜昼ない、そういうふうな現状も数多くあるわけでありまして、そういうふうな中で、職務が過大になってくる。しかし反面、地方の行政改革あるいは行政の簡素化ということももちろんこれは当然必要なわけでありまして、こうした中で、先ほどの再雇用といいますが、高齢者の雇用というものを関連して検討し、考えていく方法はいろいろ出てくるんではないだろうか。

そんな意味で、これからの公務員の採用あるいは人事配置等をどのように指導していけるのか、お伺いをしたいと思います。

○野中国務大臣 お説のように、地方分権の推進が具体的な姿となって出てきたわけでございまして、そういう中におきまして、地方の事はますますふえていくわけでございまして、現実には国家公務員に比べて年々地方公務員は定数がふえておるといふことを指摘をいただいておりますところでございます。

しかし、今御指摘のように、地方の事は、それぞれ今国民の重要な課題となっております。少子・高齢化対策等を踏まえながら、現実には地方の仕事がふえていくのも事実でございます。これらに適應する職員配置というものをこれから十分考えていかなくてはなりません。一方、国だけが行軍をやりまして地方は地方分権で事足りるというところではないわけでございまして、私ども地方みずからが、やはり厳しい姿勢で地方分権にふさわしい事務事業の見直し等執行体制を行うことによつて、より公務員の適正な配置というものを十二分にこの機会に考えていかなくてはならないと思っております。

そういう両面を踏まえながら、これから困難な今回の改正に伴います六十歳前半の雇用につきましましてさまざまな議論を尽くし、そしてできるだけ安定した雇用が図られるように努力をまいりたいと思っております。

○遠藤利委員 今、地方分権、地方分権、どちらへ行きましても地方分権という形の話になるわけでありまして、そうした中で、市町村合併、広域合併といふふうなことも、当然こういう公務員の配置あるいは採用等について関連をしていくわけだと思ひますが、実は私の地元山形県の上山市といふのがありますが、近郊の二市二町あるいは三市二町で広域合併をしよう、今そんな検討をしているさなかであります。議会で検討委員会をつくったり、かなり積極的に対応を考えているところでもあります。

しかし、合併といふのはなかなか現実としてその後どういふふうな形で進んでいくのだろうか。特に周辺の、昔でいえば村といふか、そういう地区におきましては、どうしても合併したときにその中心地にならぬ意味で集中していくのじゃないか、投資が集中していくのじゃないか、どうしてもその周辺の農村部については目が離れていくのではないかな、そんな心配もあります。ましてや最近の農業の不振、あるいはガット・ウルグアイ・ラウンドの後の農業対策、六兆百億円ですか、そういう配慮がされるということでもあります。

それにしても、ますます農業離れ、農村離れ、そんな状況の中で広域行政を進めること、もちろん我々賛成であります。そういう目の届かない部分、そういうことが数多く出てくるのではないかな。そんな意味で、この広域行政あるいは広域合併をどのような形で推進していくのか、あるいはまたこの合併という問題を自治省としては、効果あるいはその意義、それをどのように考えておられるのか、この点を伺いたいと思ひます。

○野中国務大臣 お尋ねの市町村合併でございますけれども、ことし、去年、来年あたりを踏まえてございまして、合併四十年記念式典等が行われるのが多いわけでございます。すなわち、昭和二十八年合併促進法に基づきまして以来、昭和三十年を一番大きな節目といたしまして、全国約三分の一に市町村合

併が推進をされたわけでございます。けれども、それから大きな合併が行われないまま推移をまいりました。

しかし、それぞれのところで合併促進法に基づきまして、やや速度は鈍い速度でありますけれども、合併が行われてまいったわけでございまして、それは、地域の一体的な整備あるいは市町村の行政の基盤の強化を図るための有効、適切な方法であるといふことを基本といたしました。けれども、委員御指摘のように、関係する地域のあり方あるいは住民の生活にも重要な影響を及ぼすわけでございまして、市町村の住民が自主的にこの合併を判断しなければならぬということ、を、私どもは基本に考えておるわけでございまして、今回、明年三月三十一日をもって合併促進法が期限切れになるわけでございまして、私どももいたしましたしまして、第二十四次地方制度調査会に對しましてこの問題をも御考慮をいただき、御検討をいただいで、十一月の下旬にこの合併のあり方につきまして御答申をいただくことといたしておるわけでございまして、御答申をいただきましたら、より合併の効果が一層図られるように、私どもも、今委員御指摘のように、委員の御地元のお話も私も聞いておるわけでございまして、行政上の支援措置を十分講じられるような合併促進法となりますように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○遠藤(利)委員 時間が来ましたので終わります。ありがとうございます。

○栗屋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時六分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する

法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「二十五分の一」を「二十二分の一」に改め、「金額」の下に「当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。」を加える。

第七十四条の二第一項中「昭和六十三年」を「平成五年」に改める。

第八十条第二項中「十九万二千元」を「二十二万四千四百円」に、「六万四千元」を「七万四千八百円」に改める。

第八十七条第三項中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改め、同条第四項第一号中「三百五十七万円」を「四百十四万八千円」に改め、同項第二号中「二百二十万五千円」を「二百五十六万二千円」に改め、同項第三号中「百九十九万五千円」を「二百三十一万八千円」に改める。

第八十八条第三項中「十九万二千元」を「二十二万四千四百円」に改める。

第九十四条中「死亡したとき、又は障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなった場合において、その該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過した」を「次の各号のいずれかに該当するに至つた」に改め、同条に次の各号を加える。

一 死亡したとき。

二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくな

つた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。
三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。
ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第九十七条第一号中「受給権者」の下に「（最後に障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条において「障害状態」という。）に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害共済年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）を除く。）」を加え、同条第二号中「受給権者」の下に「（最後に障害状態に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した国民年金法による障害基礎年金の受給権者又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者（いずれも現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）」を加える。

第九十八条中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改める。
第九十九条の二第三項中「八十九万二千五百円」を「百三万七千円」に改める。
第九十九条の三「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改める。
第一百零四条第四項中「五十三万五千円」を「五十九万九千円」を「九万二千円」に改める。

第一百零四条の十四第一項中「団体の住所又は」を「地方職員共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は団体の住所若しくは」に、「は、地方職員共済組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分する」を「に對して、その処分を請求する」に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

第一類第二号 地方行政委員会議録第二号 平成六年十月二十五日

2 地方職員共済組合は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。
第一百零四条の十四に次の一項を加える。
3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、地方職員共済組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

第一百零四条、第一百零九条及び第七十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。
附則第十四条の八を次のように改める。
（平均給料月額額の改定）
第十四条の八 次の表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する者の平均給料月額（地方公共団体の長の平均給料月額を含む。）を計算する場合においては、第四十四条第二項及び第二百二条第一項中「給料の額」とあるのは、「給料の額（その月が附則第十四条の八の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の掛金の標準となつた給料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。）とする。

昭和六十二年三月以前	一・二二
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・一九
昭和六十二年四月から平成元年十一月まで	一・一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一
平成五年四月以後	〇・九九

附則第二十条第一項第一号中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「四百二十円」を「四百四十四円」に改める。
附則第三十三条中「五十三万五千円」を「五十九万九千円」に改める。
第二条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「未満で」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」に改める。
第五条第一項第八号中「掛金」の下に「及び特別掛金」を加える。
第三十八条の二第二項第二号及び第三十八条の三第一項第七号中「割合」の下に「及び期末手当等と特別掛金との割合」を加える。
第七十六条の二を第七十六条の五とし、第七十六条の次に次の三条を加える。
第七十六条の二 前条第一項の規定によりその支給を停止するものとされた退職共済年金（同条第三項又は第五項の規定によりその支給の停止が解除されているものを除く。）の受給権者（配偶者に対する遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で遺族共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による遺族厚生年金（それぞれ配偶者に対するものに限る。）を受け得る権利を有するものに限る。）は、当該退職共済年金に係る同条第三項の申請を行わないときは、同条第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額（同条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額があるときは、当該退職共済年金の額から当該金額を控除して得た金額。次項において同じ。）の二分の一（第八十条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金にあつては、当該退職共済年金の額から当該加給年金額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額に当該加給年金額を加算した額。次項において同じ。）に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。
2 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る退職共済年金については、前条第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額の二分の一に相当する部分の支給の停止は、行わない。この場合においては、同条第四項ただし書の規定を準用する。

3 退職共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で退職共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による老齢厚生年金については、第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものによりその一部の支給の停止の解除を申請した者は、遺族共済年金（配偶者に対するものに限る。）の額（前条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額があるときは、当該遺族共済年金の額から当該金額を控除して得た金額。次項において同じ。）の三分の二に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る遺族共済年金については、前条第一項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額の三分の二に相当する部分の支給の停止は、行わない。この場合においては、同条第四項ただし書の規定を準用する。
5 前条第五項の規定は、第二項又は前項の規定により現にその支給が行われている退職共済年金又は遺族共済年金について準用する。
6 前条第六項の規定は、第一項及び第三項の申請について準用する。
（年金の支払の調整）
第七十六条の三 この法律による年金である給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者がこの法律による他の年金である給付（以下この項において「甲年金」という。）を受け得る権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙

5 前条第五項の規定は、第二項又は前項の規定により現にその支給が行われている退職共済年金又は遺族共済年金について準用する。
6 前条第六項の規定は、第一項及び第三項の申請について準用する。
（年金の支払の調整）
第七十六条の三 この法律による年金である給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者がこの法律による他の年金である給付（以下この項において「甲年金」という。）を受け得る権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙

7 前条第六項の規定は、第一項及び第三項の申請について準用する。
（年金の支払の調整）
第七十六条の三 この法律による年金である給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者がこの法律による他の年金である給付（以下この項において「甲年金」という。）を受け得る権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙

年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

第七十六条の四 この法律による年金である給付の受給権者が死亡したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金である給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金である給付があるときは、主務省令で定めるところにより、当該年金である給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することができる。

第七十八条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十五歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

第八十条第一項中「十八歳未満の子又は二十歳未満で第八十四条第二項に規定する障害等級（以下この条において「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子」を「又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳

未満で第八十四条第二項に規定する障害等級（以下この条において「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。」に改め、同条第四項第八号中「十八歳に達した」を「に達して、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」に改め、同項第九号中「未満の」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第八十一条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額（各年の一月から九月までにあつては当該前年の六月、各年の十月から十二月までにあつては当該年の六月）におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。と当該退職共済年金の額（第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項に規定する加給年金の額を除く。）の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の基準給与月額と基本月額との合計額が二十万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ

それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、三十四万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ニ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、その者の基準給与月額から三十七万円を控除して得た金額

第九十二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び第八十八条第一項に規定する加給年金の額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額（各年の一月から九月までにあつては当該前年の六月、各年の十月から十二月までにあつては当該年の六月）におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。と当該障害共済年金の額（第八十七条第一項第二号又は第

二項第二号に掲げる金額（同条第四項又は第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定された障害共済年金にあつては、これらの規定により算定した金額のうち政令で定める金額）及び第八十八条第一項に規定する加給年金の額を除く。）の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の基準給与月額と基本月額との合計額が二十万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ

それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、三十四万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ニ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える

る場合、その者の基準給与月額から十七万円を控除して得た金額

第九十九条の七第二項第一号中「が、十八歳に達した」を「について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」に改め、同項第二号中「未満の」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第百十三条第一項第二号中「掛金」の下に「特別掛金」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「掛金及び」の下に「特別掛金並びに」を加え、同項第二号中「掛金」の下に「及び特別掛金」を加え、同条第五項中「及び地方公共団体」を「並びに地方公共団体」に改める。

第百十四条の次に次の一条を加える。

(育児休業期間中の掛金の特例)

第百十四条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二十条第一項の規定により育児休業をしている組合員(第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く)が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

第百十五条の次に次の一条を加える。

(特別掛金)

第百十五条の二 特別掛金は、組合員が期末手当等(地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)を受ける月につき、徴収するものとする。

2 特別掛金は、組合員が受ける期末手当等の額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を標準として算定するものとし、その期末手当等と特別掛金と

の割合は、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

3 前条の規定は、特別掛金について準用する。この場合において、同条第一項中「毎月、給料その他の給与を支給する際組合員の給与」とあるのは、「次条第一項に規定する期末手当等を支給する際組合員の当該期末手当等」と読み替えるものとする。

第百十七條第一項中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加える。

第百三十九條中「組合」を「組合」に改め、「仮定給料」との下に「第百十五條の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを加える。

第百四十條第一項中「公庫等の負担金」との下に「第百十四條の二中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二條第一項」とあるのは「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一項」と、第百十五條の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを加える。

第百四十一條第一項中「及び地方公共団体」とあるのは「並びに地方公共団体」と、を削り、

「組合の負担金」との下に「第百十四條の二中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二條第一項」とあるのは「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一項」と、第百十五條の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを加える。

「組合の負担金」との下に「第百十四條の二中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二條第一項」とあるのは「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一項」と、第百十五條の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを加える。

令で定めるものをいう。以下同じ。とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを加える。

第百四十二條第二項の表第百十五條第二項の項の次に次のように加える。

国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三條第一項

第百四十五條の二 地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとする。

一般職の職員の給与等に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与

第百四十四條の三第一項中「第百十五條」の下に「第百十五條の二第三項」を加え、同条第二項の表第五十二條の項の次に次のように加える。

自治省令

第七十六條の四 主務省令

自治省令

第百四十四條の三第二項の表第百十三條第二項各号列記以外の部分の項を次のように改める。

及び団体(第百四十四條の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。)の負担金

第百四十四條の三第二項の表第百十四條第三項の項の次に次のように加える。

育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一項

第百四十四條の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二條第一項

第百四十四條の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤

第百四十五條の二 地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に

第百四十四條の三第一項に規定する団体から勤

規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの

務の対償として受ける給与で、地方自治法第二百四十四条第二項の規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当又はこれらの手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの

第四百四十四条の十二第一項中「掛金」の下に「期末手当等を支給する月にあつては、特別掛金を含む。」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「掛金」の下に「又は特別掛金」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 団体は、団体組合員の期末手当等を支給するときは、その期末手当等から当該団体組合員が負担すべき特別掛金に相当する金額を控除することができる。

第四百四十四条の十三及び第四百四十四条の十四中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加える。

第四百四十四条の十五及び第四百四十四条の十六中「掛金」の下に「特別掛金」を加える。

第四百四十四条の二十一中「掛金」の下に「及び特別掛金」を加える。

第四百四十四条の二十三第二項中「同じ。」の下に「特別掛金」を加え、同条第四項中「掛金」の下に「特別掛金」を加える。

第四百四十四条の二十六第二項中「及び掛金」を「並びに掛金及び特別掛金」に改める。

附則第十八条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 第四百四十四条の二の規定は、特例退職組合員については、適用しない。

附則第十九条及び第二十條を次のように改める。

第十九条 当分の間、六十五歳未満の者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

第二十條 前条の規定による退職共済年金に係る第八十二條の規定の適用については、同条

第一項中「退職共済年金の受給権者が」であるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則

第五條第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とする。

2 第七十六條の二の規定は、前条の規定による退職共済年金については、適用しない。

3 第八十條の規定は、前条の規定による退職共済年金の額については、適用しない。

附則第二十條の次に次の二條を加える。

第二十條の二 附則第十九條の規定による退職共済年金（第七十九條の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項、附則第二十五條の三第九項及び附則第二十五條の四第九項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき）は、その者は、退職共済年金の

額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号及び第二号に掲げる金額の合算額とする。

一 千六百二十五円に組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）を乗じて得た額

二 平均給料月額（千分の七・五に相当する額）に組合員期間の月数を乗じて得た額

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給料月額の千分の一・五に相当する額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給料月額の千分の〇・七五に相当する額

3 第七十九條第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。

この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）」とあるのは「（附則第二十條の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時）」と、「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「（附則第二十條の二第二項の規定並びに同条第三項において準用する前条第二項及び第三項の）」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した

当時」とあるのは「（附則第二十條の二第一項の請求があつた当時）」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「（当該請求があつた当時）」と読み替へるものとする。

4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六條、第八十一條及び前条第一項の規定により読み替へられた第八十二條の規定の適用については、第七十六條第二項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「（附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額）」と、第八十一條第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「（附則第二十條の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに同条第三項において準用する前条第一項）」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「（附則第二十條の二第三項において準用する前条第一項）」と、前条第一項の規定により読み替へられた第八十二條第一項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び第八十條第一項」とあるのは「（附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び同条第三項において準用する第八十條第一項）」とする。

5 第二項及び第三項の規定によりその額が算定される附則第十九條の規定による退職共済年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額を、第七十九條第一項の規定により算定した金額に改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十五年以上である場合には、この限りでない。

第二十條の三 附則第十九條の規定による退職

共済年金の受給権者が、その権利を取得した当時、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間が四十五年以上であるときは、退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した金額とする。

2 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第二項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二

第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項」と、附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項」とする。

4 組合員である附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（組合員期間が四十五年以上である者に限る。）が退職したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九条の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した金額に改定する。

5 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第五項において準用する前条第二項及び第三項

の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時」と読み替えるものとする。

6 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項」とする。

附則第二十一条を次のように改める。
第二十一条 附則第二十条の二第二項及び第三

項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定される退職共済年金（その受給権者が組合員であるものを除く。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額に相当する部分の支給を停止する。

附則第二十三条を次のように改める。

第二十三条 附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金に係る附則第二十条の二第二項の請求があつた当時（当該請求があつた当時）」と、「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金に係る附則第二十条の二第二項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時から引き続き」とする。

2 附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受

ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時、第三項において同じ。」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」とする。

3 附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十條の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに

至つた当時、第三項において同じ。」とあるのは「附則第二十條の三第四項の規定による改定に係る退職があつた当時から引き続き」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十條の三第四項の規定による改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」とする。

附則第二十四條第一項中「附則第二十條第一項」を「第七十九條第一項、第二百一十條第一項及び附則第二十條の二第二項（附則第二十條の三第一項及び第四項、附則第二十五條の二第二項、附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに附則第二十五條の四第二項及び第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）に、「同項」を「第七十九條第一項又は附則第二十條の二第二項」に改め、「相当する金額」の下に「（附則第二十六條第十項並びに附則第二十六條の二第二項及び第四項において「特例加算額」という。）を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定によりその額が算定される退職共済年金の受給権者についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十六條第二項	第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額
第八十一條第二項第一号	第七十九條第一項第二号に掲げる金額
附則第二十條第一項の規定により読み替えられた第八十二條第一項	第七十九條第一項第二号に掲げる金額

附則第二十條の二第一項	第七十九條の規定によりその額が算定されるもの	附則第二十四條第一項の規定によりその額が算定されるもののうち当該額が第七十九條第一項の規定により算定した金額を含むもの
附則第二十條の二第三項	前項	附則第二十四條第一項
附則第二十條の二第四項	附則第二十條の二第二項の規定並びに同条第三項	附則第二十四條第一項の規定並びに附則第二十條の二第三項
附則第二十條の二第五項	附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額	附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十四條第一項に規定する特例加算額に相当する金額
附則第二十條の二第六項	並びに同条第三項において準用する前条第一項	、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額並びに附則第二十條の二第三項において準用する前条第一項
附則第二十條の二第七項	及び同条第三項において準用する第八十條第一項	、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十條の二第三項において準用する第八十條第一項
附則第二十條の二第八項	前項	附則第二十四條第一項
附則第二十條の二第九項	附則第二十條の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項	附則第二十四條第一項
附則第二十條の二第十項	附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額	附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十四條第一項に規定する特例加算額に相当する金額
附則第二十條の二第十一項	並びに附則第二十條の三第二項において準用する前条第一項	、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額並びに附則第二十條の三第二項において準用する前条第一項
附則第二十條の二第十二項	及び附則第二十條の三第二項において準用する第八十條第一項	、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十條の三第二項において準用する第八十條第一項
附則第二十條の二第十三項	第七十九條の規定によりその額が算定されるもの	附則第二十四條第一項の規定によりその額が算定されるもののうち当該額が第七十九條第一項の規定により算定した金額を含むもの
附則第二十條の二第十四項	前項	附則第二十四條第一項
附則第二十條の二第十五項	附則第二十條の三第四項にお	附則第二十四條第一項

附則第二十条の三第六項	附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額	附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額
	並に附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項	、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額並びに附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項
附則第二十一条	及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項	、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項
	附則第二十条の二第二項及び第三項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定される退職共済年金	附則第二十四条第一項の規定によりその額が算定される退職共済年金のうち当該額が附則第二十条の二第二項（前条第一項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により算定した金額を含むもの
前条第一項	附則第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるもの	次条第一項の規定によりその額が算定されるものうち当該額が附則第二十条の二第二項の規定により算定した金額を含むもの
	附則第二十条の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されるもの	次条第一項の規定によりその額が算定されるものうち当該額が附則第二十条の三第一項の規定により算定した金額を含むもの
前条第二項	附則第二十条の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるもの	次条第一項の規定によりその額が算定されるものうち当該額が附則第二十条の三第四項の規定により算定した金額を含むもの
	附則第二十条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項	附則第二十四条第一項
附則第二十五条の二第三項	前項	附則第二十四条第一項
	附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項	附則第二十四条第一項
附則第二十五条の二第四項	附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額	附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に相当する金額

附則第二十五条の三第三項	金額及び附則第二十五条の二第三項において準用する前条第一項	金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の二第三項において準用する前条第一項
	及び附則第二十五条の二第三項において準用する第八十条第一項	、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の二第三項において準用する第八十条第一項
附則第二十五条の三第四項	前項	附則第二十四条第一項
	附則第二十五条の三第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項	附則第二十四条第一項
附則第二十五条の三第五項	金額及び附則第二十五条の三第三項において準用する前条第一項	金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の三第三項において準用する前条第一項
	及び附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一項	、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の三第三項において準用する第八十条第一項
附則第二十五条の三第六項	金額及び附則第二十五条の三第六項において準用する前条第一項	金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の三第六項において準用する前条第一項
	及び附則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第一項	、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第一項
附則第二十五条の三第七項	金額及び附則第二十五条の三第七項において準用する前条第一項	金額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の三第七項において準用する前条第一項
	及び附則第二十五条の三第七項において準用する第八十条第一項	、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五条の三第七項において準用する第八十条第一項

附則第二十五条の三第 九項	附則第二十条の二第二項及び 第三項の規定によりその額が 算定されるもの	附則第二十四条第一項の規定によりそ の額が算定されるものうち当該額が 附則第二十条の二第二項の規定により 算定した金額を含むもの
附則第二十五条の三第 十項	附則第二十条の二第二項及び 第三項又は附則第二十条の三 第一項、第二項、第四項及び 第五項の規定によりその額が 算定されるもの	附則第二十四条第一項の規定によりそ の額が算定されるものうち当該額が 附則第二十条の二第二項（附則第二十 条の三第一項及び第四項においてその 例による場合を含む。）の規定により 算定した金額を含むもの
附則第二十五条の四第 三項	前項 附則第二十五条の四第二項に おいてその例によるものとさ れた附則第二十条の二第二項	附則第二十条の二第二項第三号に掲げ る金額、附則第二十四条第一項に規定 する特例加算額
附則第二十五条の四第 四項	前項 附則第二十条の二第二項第三 号に掲げる金額に相当する金 額	附則第二十四条第一項 附則第二十四条第一項
附則第二十五条の四第 五項	金額及び附則第二十五条の四 第三項において準用する前条 第一項	附則第二十条の二第二項第三号に掲げ る金額及び附則第二十四条第一項に規 定する特例加算額に相当する金額
附則第二十五条の四第 六項	金額及び附則第二十五条の四第 三項において準用する前条 第一項 及び附則第二十五条の四第三 項において準用する第八十条 第一項	金額、附則第二十四条第一項に規定す る特例加算額及び附則第二十五条の四 第三項において準用する前条第一項 、附則第二十四条第一項に規定する特 例加算額及び附則第二十五条の四第三 項において準用する第八十条第一項
附則第二十五条の四第 七項	第七十九条の規定によりその 額が算定されるもの	附則第二十四条第一項の規定によりそ の額が算定されるものうち当該額が 第七十九条第一項の規定により算定し た金額を含むもの
	前項	附則第二十四条第一項
	附則第二十五条の四第五項に おいてその例によるものとさ れた附則第二十条の二第二項	附則第二十四条第一項
	附則第二十条の二第二項第三 号に掲げる金額に相当する金 額	附則第二十条の二第二項第三号に掲げ る金額及び附則第二十四条第一項に規 定する特例加算額に相当する金額

附則第二十五條の六第一項	第七十九條の規定によりその額が算定されるもの	附則第二十四條第一項の規定によりその額が算定されるもののうち当該額が第七十九條第一項の規定により算定した金額を含むもの	附則第二十五條の四第五項及び附則第二十五條の五第一項の規定によりその額が算定されるもの
附則第二十五條の六第二項	は附則第二十四條第一項	附則第二十四條第一項の規定並びに附則第二十五條の六第七項に同条第七項	附則第二十五條の二第二項中「附則第十九條第一項」を「附則第十九條」に、「同条第一項」を「同条第一号」に改め、同条第三項中「この条」を「この項及び次条第一項」に、「附則第十九條第一項」を「附則第十九條」に、「同項」を「同条第一号」に改め、同条第四項中「附則第二十一條」を「次条第四項」に改め、同条の次に次の六条を加える。 (昭和二十四年四月一日以前に生まれた者等に支給する特例による退職共済年金の額の特例) 第二十五條の二 附則第十九條の規定による退職共済年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第七十九條、附則第二十二條及び附則第二十三條の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。 一 特定警察職員等(附則第十九條の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときにおいて、前条第三項に規定する組合員であつた者であり、かつ、引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。)以外の者で昭和十六年四月一日以前に生まれたもの 二 特定警察職員等である者で昭和二十二年四月一日以前に生まれたもの 三 前二号に掲げる者以外の者で前条第二項又は第三項の規定の適用を受けるもの
附則第二十五條の六第三項	金額及び附則第二十五條の六第七項において準用する前条第一項	金額、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五條の六第七項において準用する前条第一項	2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第二十二條の二第二項の規定の例により算定した金額とする。 3 第七十九條第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十五條の二第三項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五條の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十二條の二第二項の規定並びに附則第二十五條の二第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。 4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六條、第八十一條及び附則第二十二條第一項の規定により読み替えられた第八十二條の規定の適用については、第七十六條第二項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五條の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十二條の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一條第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五條の二第三項において準用する前条第一項」と、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十五條の二第二項においてその例によるもの
附則第二十五條の六第四項	は附則第二十四條第一項	附則第二十四條第一項の規定並びに附則第二十五條の六第九項	
附則第二十五條の六第五項	金額及び附則第二十五條の六第九項において準用する前条第一項	金額、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五條の六第九項において準用する前条第一項	
附則第二十五條の六第六項	金額及び附則第二十五條の六第九項において準用する前条第一項	金額、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五條の六第九項において準用する前条第一項	
附則第二十五條の六第七項	は附則第二十四條第一項	附則第二十四條第一項の規定並びに附則第二十五條の六第七項	
附則第二十五條の六第八項	金額及び附則第二十五條の六第七項において準用する前条第一項	金額、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五條の六第七項において準用する前条第一項	
附則第二十五條の六第九項	は附則第二十四條第一項	附則第二十四條第一項の規定並びに附則第二十五條の六第九項	
附則第二十五條の六第十項	金額及び附則第二十五條の六第九項において準用する前条第一項	金額、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五條の六第九項において準用する前条第一項	
附則第二十五條の六第十一項	金額及び附則第二十五條の六第九項において準用する前条第一項	金額、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五條の六第九項において準用する前条第一項	
附則第二十五條の六第十二項	は附則第二十四條第一項	附則第二十四條第一項の規定並びに附則第二十五條の六第十二項	
附則第二十五條の六第十三項	金額及び附則第二十五條の六第九項において準用する前条第一項	金額、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五條の六第九項において準用する前条第一項	
附則第二十五條の六第十四項	は附則第二十四條第一項	附則第二十四條第一項の規定並びに附則第二十五條の六第十四項	
附則第二十五條の六第十五項	金額及び附則第二十五條の六第九項において準用する前条第一項	金額、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五條の六第九項において準用する前条第一項	
附則第二十五條の六第十六項	は附則第二十四條第一項	附則第二十四條第一項の規定並びに附則第二十五條の六第十六項	

る年齢に達した月以後において、障害状態に該当しなくなつた場合においては、附則第二十條の第二五項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。

10 特定警察職員等以外の者である附則第十九條の規定による退職共済年金（附則第二十條の第二二項及び第三項又は附則第二十條の三

第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後においては、当該退職共済年金については、附則第二十条の二第四項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の二第三項において準用する前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」と、附則第二十条の二第三項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」と、附則第二十条の三第六項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」とする。

第二十五条の四 特定警察職員等である者で次の表の上欄に掲げる者であるもの（附則第二十五条第三項の規定の適用を受ける者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合においては、第七十九条、附則第二十条の二及び附則第二十条の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第八十条第一項とあるのは「附則第二十五条の四第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の四第六項において準用する第八十条第一項」とする。

8 第五項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき以後においては、附則第二十条の第二項から第四項まで及び附則第二十条の三第四項から第六項までの規定は、その者については、適用しない。

9 特定警察職員である者である附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、障害状態に該当しなくなった場合においては、附則第二十条の第二項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。

10 特定警察職員等である者である附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の第二項及び第三項又は附則第二十条の三第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後においては、当該退職共済年金については、附則第二十条の第二項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額及び」と、附則第二十条の三第三項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三

二項において準用する前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額及び」と、附則第二十条の三第六項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額及び」とする。

2 附則第十九条の規定による退職共済年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者が、組合員でなく、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第二十条の第二項第一号に掲げる金額に相当する部分の支給を停止する。

1 附則第十九条の規定による退職共済年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者が、組合員でなく、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第二十条の第二項第一号に掲げる金額に相当する部分の支給を停止する。

3 附則第十九条の規定による退職共済年金（前項各号のいずれかに該当するものに限る。）については、その受給権者が、組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、附則第二十五条の二第四項、附則第二十五条の三第四項及び第七項並びに前条第四項及び第七項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額及び」とあるのは、「附則第二十条の第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とする。

4 附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の第二項及び第三項又は附則第二十条の三第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるもの（附則第二十五条の三第十項又は前条第十項の規定に該当する者に係るものに限る。）に限る。）の受給権者が、組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、附則第二十条の第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるものが算定される退職共済年金については、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額及び」と、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものと

された附則第二十条の第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項」と、附則第二十条の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定される退職共済年金については、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前項第一項」とあるのは「附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項」とする。

25 附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金で政令で定めるものを受ける権利を取得したときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかわらず、同条第一項の規定により算定した金額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間（その月数が二百四十月未満であつて、かつ、当該受給権者が附則第二十八条の四第一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十一年法律第五十三号）第八條、同法第五十五条（同法第五十九条において準用する場合を含む。第三項及び第五項において同じ。）若しくは同法第六十二条（同法第六十六条において準用する場合を含む。第三項及び第五項において同じ。）の規定の適用を受けるときは、

その月数を二百四十月とする。を基礎として算定した附則第二十條の二第二項第一号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算した額とする。

2 前項に規定する退職共済年金の受給権者が同項に規定する老齢基礎年金を受ける権利を取得したときは、附則第二十条の二、附則第二十条の三第四項から第六項まで、附則第二十五条の三第五項から第七項まで及び附則第二十五条の四第五項から第七項までの規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

3 繰上げ調整額（その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百四十四月に満たないものに限る。次項から第六項までにおいて同じ。）が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等以外の者に限る。）が附則第二十五条の第三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けてゐる退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。）以下この項において同じ。）の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月と四月を超えるときは四百四十四月とし、当該月数が二百四十月末満であつて、かつ、当該受給権者が附則第二十八条の四第一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八条、同法第五十五条若しくは同法第六十二条の規定の適用を受けるときは二百四十月とする。次項において同じ。）が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該現に受けてゐる退職共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額とを合算した金額を加算した額とする。

4 前項の規定は、繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等である者に限る。）が附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。）の算定の基礎となる組合員期間の月数が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超える場合について準用する。

5 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等以外の者に限る。）が附則第二十五条の第三項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、第七項において準用する第七十九条第三項の規定により退職共済年金の額を算定するときには、当該退職共済年金の額は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは四百四十四月とし、当該月数が二百四十月未満であつて、かつ、当該受給権者が附則第二十八条の四第一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八条、同法第五十五条若しくは同法第六十二条の規定の適用を受けるときは二百四十月とする。）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額とを合算した金額を加算した金額とする。

6 前項の規定は、繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等である者に限る。）が附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、第九項において準用する第七十九条第三項の規定により退職共済年金の額を改定

する場合について準用する。この場合において、前項中「及び第三項」とあるのは、「及び第四項」と読み替えるものとする。

第七十九条第二項及び第三項の規定は第一項の退職共済年金（その受給権者が特定警察職員等以外の者であるものに限る。）の額（繰上げ調整額を除く。）の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金（その受給権者が、附則第二十五条の三第一項の表の上欄に掲げる者で同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。）の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、第八十条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額）」とあるを

のは「附則第二十五条の第三項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時、当該退職共済年金の額（附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）と、「前条第三項」とあるのは「同条第七項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の六第一項、第三項及び第五項の規定並びに同条第七項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算した額とし、その年齢に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の第三項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

線上げ調整額が加算された退職共済年金(その受給権者が、特定警察職員等以外の者で附則第二十五条の第三項の表の上欄に掲げる者であつて同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。)に係る第八十一条及び

附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条の規定の適用については、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の六第七項において準用する前条第一項」と、「金額及び前条第一項」とあるのは「金額及び附則第二十五条の六第七項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十五条の六第七項において準用する前条第一項」と、附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条第一項中「金額及び第八十条第一項」とあるのは「金額及び附則第二十五条の六第七項において準用する前条第一項」とする。

9 第七十九条第二項及び第三項の規定は第一項の退職共済年金（その受給権者が特定警察職員等である者であるものに限る。）の額（繰上げ調整額を除く。）の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金（その受給権者が、附則第二十五条の四第一項の表の上欄に掲げる者で同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。）の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、第八十条第一項中「その権利を取得した当時」（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当該時。第三項において同じ。）とあるのは「附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十五条の六第一項、第四項及び第六項の規定並びに同条第九項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算した額と

とされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び」に改め、同条第九項中「附則第二十一条第二項、」を削り、「及び附則第二十三条」を、「附則第二十五条の五第一項、第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに附則第二十五条の七第一項」に、「附則第二十三条中「附則第十九条」とあるのは「附則第二十六条第一項から第四項まで」と、「附則第二十条第二項」を「附則第二十五条の五第二項中「次の各号のいずれかに該当するものに限る」とあるのは「その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるものに限る」と、「相当する部分」とあるのは「係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額」と、同条第三項中「前項各号のいずれかに該当するものに限る」とあるのは「その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるものに限る」と、「附則第二十五条の二第四項、附則第二十五条の三第四項及び第七項並びに附則第二十五条の四第四項及び第七項」とあるのは「附則第二十六条第八項」と、「金額及び」とあり、及び「金額並びに」とあるのは「金額」と、附則第二十五条の七第一項中「附則第十九条」とあるのは「附則第二十六条第一項から第四項まで」と、「附則第二十五条の三第三項又は附則第二十五条の四第三項」に改め、同条第十項中「附則第二十条第一項第二号及び第三号」を「同項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第二号及び第三号」に、「附則第二十四条第一項の規定により加算される金額を加えて得た」を「特例加算額を加算した」に改め、同条に次の一項を加える。

13 第七十六条の二の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）から第四項までの規定による退職共済年金については、適用しない。

第一類第二号 地方行政委員会議録第二号 平成六年十月二十五日

用しない。

附則第二十六条の次に次の二条を加える。
（退職共済年金と基本手当等との調整）
第二十六条の二 附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用法（昭和四十九年法律第百十六号）第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者に限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち、第七十九条第一項第二号に掲げる金額（附則第二十条の二第二項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

一 当該受給資格に係る雇用法第二十三条第二項に規定する受給期間が経過したとき。
二 当該受給権者が当該受給資格に係る雇用法第二十三条第二項に規定する所定給付日数に相当する日数分（同法第二十三条の二第二項の規定により基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受ける者にあつては、同法第二十一条第一項に規定する所定給付日数に同法第二十三条の二第二項の規定により基本手当を支給する日数を加えた日数に相当する日数分）の基本手当の支給を受け終わったとき（同法第二十八条第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終わったとき）。
前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの期間において、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月分の退職共済年金については、適用しない。

一 その月において、主務省令で定めるところにより当該退職共済年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

二 その月分の退職共済年金について、第八十一条第一項及び第二項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

3 第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定により退職共済年金の支給が停止された月（以下この項において「年金停止月」という。）の数から前項第一号に規定するみなされる日の数を三で除して得た数（「未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。」を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、第一項の規定による退職共済年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

4 雇用法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれかに該当するに至つた前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金については、その額のうち、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額（附則第二十条の三

第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替へるものとする。

第二十六条の三 附則第十九条又は附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）について、その者が雇用法の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、その月分の退職共済年金の額に係る第八十一条第二項（附則第二十条の二第四項、附則第二十条の三第三項、附則第二十五条の二第四項、附則第二十五条の三第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の四第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の五第三項（附則第二十六条

第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替へるものとする。

第二十六条の三 附則第十九条又は附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）について、その者が雇用法の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、その月分の退職共済年金の額に係る第八十一条第二項（附則第二十条の二第四項、附則第二十条の三第三項、附則第二十五条の二第四項、附則第二十五条の三第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の四第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の五第三項（附則第二十六条

第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替へるものとする。

第二十六条の三 附則第十九条又は附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）について、その者が雇用法の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、その月分の退職共済年金の額に係る第八十一条第二項（附則第二十条の二第四項、附則第二十条の三第三項、附則第二十五条の二第四項、附則第二十五条の三第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の四第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の五第三項（附則第二十六条

第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。）、特例加算額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替へるものとする。

第九項において準用する場合を含む。若しくは第四項、附則第二十五条の六第八項若しくは第十項又は附則第二十六条第八項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。の規定により支給の停止を行わないこととされる金額は、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額（その金額に十分の二十五を乗じて得た額と当該受給権者に係る掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額（以下この条において「給与月額」という。）との合計金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該給与月額を控除して得た金額に二十五分の十を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を控除して得た金額とする。

一 当該受給権者に係る給与月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する金額未満であるとき。当該受給権者の給与月額に百分の十を乗じて得た額
二 前号に該当しないとき。当該受給権者の給与月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る給与月額の割合が通増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で通減するように主務省令で定める率を乗じて得た額

2 前項の場合において、調整額が第八十一条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額（第八十条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た金額）以上であるときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

3 附則第十九条又は附則第二十六条の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者に係る給与月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する金額以上であるとき。
二 当該退職共済年金の受給権者に係る給与月額が支給限度額以上であるとき。

4 第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、第七十五条第二項の規定は、適用しない。

5 前各項の規定は、附則第十九条又は附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）とあるのは「第六十一条第二項の賃金日額（以下この条において「賃金日額」という。）と、同項第二号及び第三号第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

附則第二十八条の四第二項中「附則第二十条第三号（附則第二十条の三第一項及び第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の」に、「附則第二十条第三号イ」を「附則第二十条の三第二項第一号イ」に、「附則第二十条第二項及び」を「附則第二十条の三第二項、附則第二十条の三第三項、附則第二十五条の三第三項、附則第二十六条第六項、附則第二十五条の六第七項並びに」に、「及び附則第二十三条」を「附則第二十三条及び附則第二十五条の七」に、「附則第二十条第一項第一号」を「附則第二十条の三第二項第一号（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の三第二項、附則第二十五条の三第三項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）に改める。

附則第二十八条の六中「附則第二十条第一項第三号」を「附則第二十条の三第二項第三号（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の三第二項、附則第二十五条の三第三項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）に改める。

附則第二十八条の七第七項中「前項第五号」を「第六項第五号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。
7 第百十四条の二の規定は、特例継続組合員については、適用しない。

附則第二十八条の十二の次に次の一項を加える。
（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）
第二十八条の十三 当分の間、組合員期間が六年以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、組合員期間等が二十五年未満である者は、脱退一時金の請求をすることが出来る。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するとき、この限りでない。

一 日本国内に住所を有するとき。
二 障害共済年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるとき。
三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）から起算して二年を経過しているとき。
四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。
3 脱退一時金の額は、その者の組合員期間に応じ、その期間の平均給料月額に次の表に定める率を乗じて得た額とする。この場合において、その者の平均給料月額の計算については、附則第十四条の八の規定は、適用しない。

組合員期間		率
六月以上二月未満		〇・五
二月以上八月未満		一・〇
八月以上四月未満		一・五
四月以上三月未満		二・〇
三月以上三月未満		二・五
三月以上		三・〇

4 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に關する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

5 脱退一時金について第五十一条及び第五十二条の規定を適用する場合には、第五十一条中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは脱退一時金」と、第五十一条中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び脱退一時金並びに」とする。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）
第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正

（関係する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。）

第十三条第一項中「三十五年」を「三十七年」に改める。

第四条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第三条の五の次に次の一条を加える。

第三条の六 新法第七十六條の三第二項及び新法第七十六條の四の規定は、第三條から第三條の四の二までの規定に規定する給付のうち年金である給付について準用する。

第七條第二項中「額の算定の」を削る。

第八條第四項中「附則第二十條第一項第三号の」を「附則第二十條の二第二項第三号（新法附則第二十條の三第一項及び第四項、新法附則第二十五條の二第二項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の」に、「附則第二十條第一項第三号イ」を「附則第二十條の二第二項第三号イ」に、「附則第二十條第二項及び」を「附則第二十條の二第三項、新法附則第二十條の三第二項及び第五項、新法附則第二十五條の二第三項、新法附則第二十五條の三第三項及び第六項、新法附則第二十五條の六第七項並びに」に、「及び新法附則第二十三條」を「新法附則第二十三條及び新法附則第二十五條の七」に、「附則第二十條第一項第一号」を「附則第二十條の二第二項第一号（新法附則第二十條の三第一項及び第四項、新法附則第二十五條の二第二項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。）」に改める。

第十三條第一項第一号中「附則第二十條第二項」を「附則第二十條の二第三項、新法附則第二十條の三第二項若しくは第五項、新法附則第二十五條の二第二項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。」に改める。

第一類第二号

地方行政委員會議録第二号 平成六年十月二十五日

の六第七項若しくは第九項」に改め、同項第二号中「附則第二十條第二項」を「附則第二十條の二第三項、新法附則第二十條の三第二項若しくは第五項、新法附則第二十五條の二第三項、新法附則第二十五條の三第二項若しくは第六項、新法附則第二十五條の四第三項若しくは第九項」に、「附則第二十條第一号」を「附則第二十條の二第二項第一号（新法附則第二十條の三第一項及び第四項、新法附則第二十五條の二第二項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。）」に改め、同項第二号中「附則第二十條第二項」を「附則第二十條の二第三項、新法附則第二十條の三第二項及び第五項、新法附則第二十五條の二第三項、新法附則第二十五條の三第三項及び第六項、新法附則第二十五條の六第七項並びに」に、「及び新法附則第二十三條」を「新法附則第二十三條及び新法附則第二十五條の七」に改める。

第十六條中「附則第十九條第一項」を「附則第十九條」に、「同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」とし、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」を「同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」に改める。

第十八條及び第十九條中「附則第二十條」を「附則第二十條の二第三項、新法附則第二十條の三第二項及び第五項、新法附則第二十五條の二第三項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。」に改める。

第五十五條第三項中「附則第二十條第一項第三号の」を「附則第二十條の二第二項第三号（新法附則第二十條の三第一項及び第四項、新法附則第二十五條の二第二項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。）」に改める。

第六項、新法附則第二十五條の四第三項及び第六項並びに新法附則第二十五條の六第七項及び第九項」に改める。

第四十八條第三項中「附則第二十條第一項第三号の」を「附則第二十條の二第二項第三号（新法附則第二十條の三第一項及び第四項、新法附則第二十五條の二第二項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。）」に改め、同項第二号中「附則第二十條第二項」を「附則第二十條の二第三項、新法附則第二十條の三第二項及び第五項、新法附則第二十五條の二第三項、新法附則第二十五條の三第三項及び第六項、新法附則第二十五條の六第七項並びに」に、「及び新法附則第二十三條」を「新法附則第二十三條及び新法附則第二十五條の七」に改める。

第四十九條中「附則第十九條第一項」を「附則第十九條」に、「同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」とし、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」を「同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」に改める。

第五十一條中「附則第二十條」を「附則第二十條の二第三項、新法附則第二十條の三第二項及び第五項、新法附則第二十五條の二第三項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。」に改める。

第五十五條第三項中「附則第二十條第一項第三号の」を「附則第二十條の二第二項第三号（新法附則第二十條の三第一項及び第四項、新法附則第二十五條の二第二項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。）」に改める。

の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の」に、「附則第二十條第一項第三号イ」を「附則第二十條の二第二項第三号イ」に、「附則第二十條第二項及び」を「附則第二十條の二第三項、新法附則第二十條の三第二項及び第五項、新法附則第二十五條の二第三項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。）」に改め、同項第二号中「附則第二十條第二項」を「附則第二十條の二第三項、新法附則第二十條の三第二項及び第五項、新法附則第二十五條の二第三項、新法附則第二十五條の三第三項及び第六項、新法附則第二十五條の六第七項並びに」に、「及び新法附則第二十三條」を「新法附則第二十三條及び新法附則第二十五條の七」に改める。

第五十六條中「附則第十九條第一項」を「附則第十九條」に、「同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」とし、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」を「同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」に改める。

第五十八條中「附則第二十條」を「附則第二十條の二第三項、新法附則第二十條の三第二項及び第五項、新法附則第二十五條の二第三項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。」に改める。

第六十二條第三項中「附則第二十條第一項第三号の」を「附則第二十條の二第二項第三号（新法附則第二十條の三第一項及び第四項、新法附則第二十五條の二第二項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。）」に改める。

第五十五條第三項中「附則第二十條第一項第三号の」を「附則第二十條の二第二項第三号（新法附則第二十條の三第一項及び第四項、新法附則第二十五條の二第二項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。）」に改める。

条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。の」に、「附則第二十条第一項第三号イ」を「附則第二十条の第二項第三号イ」に、「附則第二十条第二項及び」を「附則第二十条の第二項、新法附則第二十条の第三項及び第五項、新法附則第二十五条の第三項、新法附則第二十五条の第六項並びに」に、「及び新法附則第二十三条」を、「新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七」に、「附則第二十条第一項第一号」を「附則第二十条の第二項第一号（新法附則第二十条の第三項及び第四項、新法附則第二十五条の第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む）」に改める。

第六十三条中「附則第十九条第一項」を「附則第十九条」に、「同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」を「同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」に改める。

第六十五条中「附則第二十条」を「附則第二十条の第二項、新法附則第二十条の第三項、新法附則第二十五条の第三項及び第六項、新法附則第二十五条の第四項及び第六項並びに新法附則第二十五条の第六項及び第九項」に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第八号中「作成する」の下に「年平均の」を加える。

附則第十六条第一項第一号中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「四百二十月」を「四百四十四月」に改め、同条第二項中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に改め、同条第三項中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「千六百三十三円」を「千六百三十三円」に改め、同条第四項中「千六百三十三円」を「千六百三十三円」に改め、同条第五項中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「千六百三十三円」を「千六百三十三円」に改める。

附則第十七条第二項第一号中「昭和十四年四月二日」を「昭和九年四月二日」に、「二万八千二百円」を「三万三千三百円」に改め、同項第二号中「五万六千四百円」を「六万六千二百円」に改め、同項第三号中「八万四千六百円」を「九万九千四百円」に改め、同項第四号中「十一万二千八百円」を「十三万二千五百円」に改め、同項第五号中「十四万四千円」を「十六万五千六百円」に改める。

附則第十九条第四項中「四百二十月」を「四百四十四月」に改める。

附則第二十六条に次の一項を加える。

3 前項の規定により新共済法による年金とみなされた障害年金の受給権者について新共済法第九十七条の規定を適用する場合において、同条第一号中「障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この条と「障害共済年金」とあるのは「同法の規定による障害年金（他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む）」とする。

附則第四十三条第一項第一号中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万二千二百八十円」に、「三万二千二百三十六円」を「三万六千五百六十四円」に改める。

附則第四十六条第一項第一号及び第四十七条第一項第一号を次のように改める。

一 七十三万二千二百八十円

附則第四十八条第一項第一号中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万二千二百八十円」に、「三万二千二百三十六円」を「三万六千五百六十四円」に改め、同条第二項第一号中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万二千二百八十円」に改める。

附則第四十九条の見出し中「改定」を「改定等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 障害年金を受ける権利は、障害年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

附則第五十一条第一号中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万二千二百八十円」に改める。

附則第五十四条第一項中「十二万八千円」を「十四万九千六百円」に、「二十二万四千円」を「二十六万八千八百円」に改める。

附則第六十一条第一項第一号を次のように改める。

一 七十三万二千二百八十円

附則第六十三条第一項第一号及び第七十二条第一項第一号中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万二千二百八十円」に改める。

附則第七十六条第一項中「三万二千二百三十六円」を「三万六千五百六十四円」に改める。

附則第九十五条第一項中「昭和六十三年」を「平成五年」に改める。

附則第九十八条第一項中「新共済法附則第十四条の八に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る再評価率（同条の規定により読み替えられた新共済法第四十四条第二項又は第百二条第一項に規定する再評価率をいう。附則第百十五条において同じ）」を「一・二二」に改める。

附則第百五条中「新共済法附則第十四条の八に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る再評価率」を「一・二二」に改める。

第六条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の見出し中「支給期月に関する経過措置」を「支給期月等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 新共済法第七十六条の三及び第七十六条の四の規定は、旧共済法による年金について準用する。

附則第十條第五項中「新共済法第七十六条」の下に、「新共済法第七十六条の二」を加える。

附則第十三条第一項及び第二項中「並びに附則第二十六条第一項」を「、附則第二十六条第一項」に改め、「第十二項」の下に「並びに附則第二十八条の十三第一項」を加え、同条第三項から第五項までの規定中「及び附則第十九条」を「、附則第十九条及び附則第二十八条の十三第一項」に改める。

附則第十四条第二項中「及び附則第二十条第一項第三号」を「及び附則第二十条の第二項第三号（新共済法附則第二十条の第三項及び第四項、附則第二十五条の第二項、附則第二十五条の第三項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む）」に改める。

附則第十五条第二項中「及び附則第二十条第一項第三号」を「及び附則第二十条の第二項第三号（新共済法附則第二十条の第三項及び第四項、附則第二十五条の第二項、附則第二十五条の第三項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む）」に改める。

附則第十七條第一項中「附則第二十二條第二項及び附則第二十六條第六項において準用する場合を含む」を「附則第二十二條の二第三項、附則第二十二條の三第三項及び第五項、附則第二十五條の二第三項、附則第二十五條の三第三項及び第六項、附則第二十五條の六第七項及び第九項並びに附

第五項、附則第二十五條の二第三項、附則第二十五條の三第三項及び第六項、附則第二十五條の四第三項及び第六項、附則第二十五條の六第七項及び第九項並びに附則第二十六條第六項に改め、同条の次に次の一条を加える。

（退職共済年金の支給停止の特例）

第二十一条の二 新共済法附則第十九條の規定

附則第三十條第六項中「第七十六條」を「第七十六條及び第七十六條の二並びに」に改める。

附則第三十五條第三項中「附則第二十條第一項第三号」を「附則第二十條の二第二項第三号（新共済法附則第二十條の三第一項及び第四項、附則第二十五條の二第二項、附則第二十五條の三第二項及び第五項、附則第二十五條の四第二項及び第五項並びに附則第二十六條第五項にお

いてその例による場合を含む。」に改める。

附則第四十一条中「附則第二十条第一項第三号の」を「附則第二十条の二第二項第三号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の」に、「附則第二十条第一項第三号イ」を「附則第二十条の二第二項第三号イ」に改める。

附則第五十九条の次に次の一条を加える。
(遺族年金の失権等)

第五十九条の二 旧共済法第二十条第三項及び第九十六条第五号の規定は、遺族年金についてなおその効力を有する。この場合において、旧共済法第二十条第三項中「十八歳未満で」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」と、旧共済法第九十六条第五号中「十八歳に達した」とあるのは「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と読み替えるものとする。

附則第四十条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、退職年金の受給権者（六十歳以上である者に限る。）が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職年金の額のうち、当該各号に定める金額に新共済法第八十条第一項の規定及び附則第十七条の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額（各年の一月から九月までにあつては当該前年の六月、各年の十月から十二月までにあつては当該年の六月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に新共済法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）と当該

退職年金の額のうちその算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法附則第二十条の二第二項の規定、新施行法第十五条の規定並びに附則第八条及び附則第十五条の規定の例により算定した額（新共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額を除く。）の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の基準給与月額と基本月額との合計額が二十万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、三十四万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額の二分の一に相当する金額

の者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、その者の基準給与月額から十七万円を控除して得た金額

附則第五十五条第一項及び第七十七条第一項中「附則第二十条第一項及び附則第二十四条第一項」を「附則第二十条の二第二項及び附則第二十四条第一項（新共済法附則第二十条の二第二項の規定により算定した額に新共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を加算する場合に限る。）に、「附則第二十条第二項」を「附則第二十条の二第三項」に改める。

附則第八十条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、障害年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、当該各号に定める金額（当該障害年金の基礎となつてゐる障害の程度が旧共済法別表第三の上欄の二級又は二級の障害の程度に該当するものであるときは、当該金額に新共済法第八十条第一項の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額）に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額（各年の一月から九月までにあつては当該前年の六月、各年の十月から十二月までにあつては当該年の六月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に新共済法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）と当該障害年金の額のうちその算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法第八十条第一項の規定、新施行法第二十二條の規定及び附則第八条の規定の例により算定した額（新共済法第八十七条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる金額に相当する金額、同条第四号に掲げる金額のうち政令で定める金額に相当する金額並びに新共済法第九十条第二項（同条第四項において

準用する場合を含む。）の規定の例により算定した額のうち政令で定める金額に相当する金額を除く。）の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の基準給与月額と基本月額との合計額が二十万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、三十四万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額の二分の一に相当する金額

二 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、その者の基準給与月額から十七万円を控除して得た金額

附則
(施行期日)

2 この法律の施行の際現に第二条の規定による

第一類第二号 地方行政委員会議録第二号

十月、同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者以外の者にあつては四百三十二年」とする。

（組合員である間の退職共済年金等の支給停止の特例に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に法による退職共済年金及び障害共済年金並びに旧共済法による退職年金及び障害年金（昭和六十年改正法附則

での間に、同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2 平成六年十月一日前に旧共済法による障害年金を受ける権利を有していたことがある者（同日において当該旧共済法による障害年金を受け

る権利を有する者を除く。が、当該旧共済法による障害年金の給付事由となった傷病により、同日において障害状態にあるとき、又は同月二日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、平成六年十月一日（同日において障害状態にない者にあつては、障害状態に該当するに至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、法第八十四条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、法第八十四条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

（雇用保険法による基本手当等との調整に関する経過措置）

第九条 改正共済法附則第二十六条の二の規定は、改正共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金（その受給権者が、平成八年四月一日前にその権利を取得したものに限り）については、適用しない。

2 改正共済法附則第二十六条の三の規定は、改正共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金（その受給権者が、平成九年四月一日前にその権利を取得したものに限り）については、適用しない。

（脱退一時金に関する経過措置）

第十条 改正共済法附則第二十八条の十三の規定は、この法律の公布の日において日本国内に住所を有しない者（同日において国民年金の被保険者であつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く）については、適用しない。

2 この法律の公布の日から平成七年三月三十一日までの間に、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）がある者（同年四月一日において国民年金の被保険者であつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く）について改正共済法附則第二十八

条の十三第一項の規定を適用する場合においては、同条第一項第三号中「最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）」とあるのは、「平成七年四月一日」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（所得税法の一部改正）

第十三条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第九号中「掛金」の下に「（特別掛金を含む）」を加える。

理由

人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、地方公務員等の老後保障等を充実させ、あわせて地方公務員共済年金制度の長期的安定を図るため、地方公務員共済年金に係る各給付額を引き上げ、及び六十歳以上六十五歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に報酬比例部分に相当する給付に移行させることとし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずるとともに、遺族給付に係る子の年齢要件の緩和等遺族給付及び障害給付の改善の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年十一月二日印刷

平成六年十一月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局